

他株主の總意を發表する會社の最高機關である株主總會があるから、之に對して辭任の意思表示をなすべきである。殊に全取締役全監査役辭任の場合を豫想すれば右に解する事が正當であると解する説に賛成したい。

二 解 任

會社は株主總會の決議を以て、取締役を何時でも解任する事が出来る。其事由の如何を問はないのであるから、解任せられた取締役は其理由を争ふ事は出来ぬ。然しながら、之より生ずる損害を會社に對して請求する事が出来る(七六)。

三 退 任

取締役は死亡、任期の満了、破産、禁治産等の原因に依つて、當然退任するのであるが、會社の破産の場合にも尙取締役の存続を認め得るかどうかは一個の問題である。何んとなれば會社は破産に依つて解散し、只清算の目的の範圍内に於て存続するに過ぎないからである。清算會社は清算目的の範圍内に於てのみ存続するものであるが、其本質に於ては破産前の會社と何等異なるところがない。従つて會社の機關たる取締役及び監査役等も亦存続する事は學說判例の均しく認める所である。

取締役が退任の結果法定の員数を缺く場合には、退任を爲した取締役は、新任取締役が就任をなす迄、尙取締役の權利義務を有するものである(一六七)。

判例 會社ノ破産ト取締役ノ存続(大審院大正九年五月二十九日)

株式會社ノ破産カ會社解任ノ原因タルコトハ商法第二百二十一條第一號同第七十四條第六號ニ依リテ明白ナルモ、株式會社ノ解散後ニ於テ、會社カ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ、尙存続スルモノト看做サル、コトモ亦同第二百三十四條ニ依リテ、明白ナレバ其準用ニヨリ破産ニヨル會社ノ解散後ニ會社ハ尙存続シ、從ツテ取締役其他ノ會社機關ノ存続スルコトハ毫モ疑ヲ容レサル所トス。

商法第二百二十六條第一項カ破産ノ場合ヲ除外シタルハ、會社ノ取締役ヲ存続セシメサル趣旨ニ非スシテ、普通ノ場合ニ於テハ取締役カ當然清算人ト爲ルニ反シ、此場合ニ於テハ破産裁判所ノ選任シタル管財人ニ於テ破産機關トシテ一切ノ清算事務ヲ處理スルヲ以テ、特ニ取締役ヲ清算人タラシムル必要ナキニ由ルモノトス、會社ノ設立無効即チ其法人格ノ存否ヲ争フ訴訟ハ自然人ノ身分關係ヲ争フ訴訟ト等シク、財産權上ノ請求ニ非サレバ、破産管財人ニ於テ會社ヲ代表スルモノニ非スシテ、取締役ニ於テ之ヲ代表スヘキモノトス。

四 取締役の變更と其登記

取締役が選任、解任、辭任、退任等の異動があつた場合、又は其氏名、住所に變動があつた場合に

は、二週間に本店所在地を管轄する區裁判所に變更登記の申請をなさなければならぬ。二週間といふのは變更のあつた日の翌日から起算し十四日間を意味するのである。

判例 取締役變更登記期間計算法ト民法規定ノ適用(大審院大正十年九月二十九日判決)

商法第四百一十一條同第五十三條ノ登記期間ノ計算法ニ關シテハ、商法中他ニ別段ノ定ナク、又商慣習法モ存セサルヲ以テ同法第一條ニ依リ民法ヲ適用スヘキモノニシテ、會社ノ取締役變更ノ場合ニ於テ其登記ヲナスニ付キ全期間ノ利益ヲ享ケシメサル特別ノ理由アルニ非サレバ、民法第四百十條第四百十二條ノ規定ニ從ヒ、選任ノ決議アリタル日ヲ二週間ニ算入セス、又二週間ノ末日カ日曜日ニ當ルトキハ日曜日ハ登記所休日ナレハ其翌日ヲ以テ期間ノ滿了スルモノト解スルヲ相當トス。

左に取締役變更登記の一例を示すと。

書式 株式會社變更登記申請

収入
印紙

- 一、商 號 日本製油株式會社
- 一、本 店 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地
- 一、登記ノ目的 取締役住所變更ノ登記

一、登記ノ事由 取締役渡邊信次郎ハ昭和貳年七月十五日其住所ヲ東京市麴町區隼町貳番地ニ移轉シタルニ付其登記ヲ求ム

一、登記 錄 七 圓

右申請候也

昭和貳年七月拾六日

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

日本製油株式會社

會社ヲ代表スヘキ取締役

東京市小石川區竹早町五番地

申請人 渡 邊 信 次 郎 印

東京區裁判所 御中

書式 株式會社變更登記申請 (支店ノ場合)

印紙

- 一、商 號 日本製油株式會社

一、支店 横濱市太田町貳拾五番地

一、登記ノ目的 取締役住所變更登記

一、登記ノ事由 取締役渡邊信次郎ハ昭和貳年七月拾五日其住所ヲ東京市麴町區隼町貳番地へ移轉シタルニ依リ支店所在地ニ於テ之カ登記ヲ求ム

一、登録税 金壹圓五拾錢

右申請候也

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

申請人 日本製油株式會社

東京市麴町區隼町貳番地

代表取締役 渡邊信次郎 ㊦

東京區裁判所 御中

書式 株式會社變更登記申請

一、商號 日本製油株式會社

一、本店 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

一、登記ノ目的 取締役變更登記

一、登記ノ事由 取締役松村繁二ハ昭和貳年七月參拾日任期滿了ニヨリ退任シ、株主總會ニ於テ左ノ者取締役ニ選任セラレ同日就任ス

東京市小石川區竹早町八番地

奥村忠信

右申請候也

昭和貳年八月壹日

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

申請人 日本製油株式會社

東京市麴町區隼町貳番地

取締役 渡邊信次郎 ㊦

(以下總取締役列記)

東京區裁判所 御中

○再選の場合には登記事由の項に、任期滿了の處同日株主總會に於て再選せられ重任したるに付其

登記を求むと記す。

○取締役の氏名、住所變更登記は代表取締役に於て、又取締役變更登記は總取締役に於て之が申請を要する、尙新任取締役は同時に印鑑届をなすのである。

第三節 監 査 役

第一 監査役の意義

監査役は會社業務の執行を監督する常設機關である。即ち業務の執行機關たる取締役の行爲が常に會社の利益に適するや否や、及び取締役の行爲が定款並に株主總會の決議に反せざるや否や等を監督し、以て會社の目的を達成せしめんが爲に設けられた機關である。而も一時的の機關でなく常設機關たる點に於て検査役と異なる所である。

第二 監査役の選任員數資格任期

一 選 任

監査役は取締役と同じく株主中から選任する事を要する故に監査役が其所有株式の全部を賣却し、株主たる地位を失つたときは、監査役たる資格も消滅するものと謂はなければならぬ。何んとなれば

監査役が株主たる事は其資格要件であるばかりでなく、資格存続の要件であるからである。

二 員 數

監査役の員數に付ては、我商法上取締役の如き規定がない。従つて一人でも或は二人でも差支へない。會社の實際の必要に應じて適宜の員數を定むべきである。

三 資 格

監査役の資格に付ては取締役の資格と同一であるから再説を省くことにする。只取締役の如く一定員數の株式の所有を必要としない點に於て取締役と異つてゐる。

四 任 期

監査役の任期は我商法上二ヶ年であるが豫め定款を以て任期中の最終の配當期に關する定時總會の終結まで任期を伸張する事が出来る。且定款に定めた員數の監査役がゐない場合には、退任した監査役は破産及び禁治産の場合を除く外、新に選任せられる監査役が就任する迄、其權利義務を有する事は取締役の場合と同一である。

第三 監査役の職務權限

監査役が數人ある場合に於ても、其職務の執行は各自獨立であつて、取締役の如く其過半數の決議

に依る必要がない。監査役の職務の重なるものは左の通りである。

一 監査役は営業時間内何時でも、取締役に対し、営業の報告を求め又は會社の業務、及び會社財産の状況を調査する事が出来る(一八)

監査役は自ら書類を閲覧し、又は帳簿の取調べを爲し、或は取締役、支配人等の如き責任者をして營業の報告を爲さしめてもよい。或は適當の方法を以て右の報告、調査をなす等其自由である。然しながら右の調査を爲す事は監査役自身之をなす事を要し、代理人を以て之をなさしめる事は許されなものである。

二 監査役は取締役が株主總會に提出せんとする書類を調査し、株主總會に於て其意見を報告する事を要する(一八)

取締役から定時總會に提出すべき清算書類は、會日の一週間前に監査役の手元に廻される事になつてゐるから、之を受取つたときは、監査役は該書類の調査を爲し報告書を作成し、總會の當日には意見を報告する事を要する。又新株募集の際には、之に關する事項を調査して報告總會に於て之が報告を爲す事を要する。

三 監査役は株主總會を招集する必要ありと認めたときは其招集を爲すことが出来る(二八)

監査役が株主總會の招集を爲す事は、必ずしも會社業務の監督範圍に制限せらるべきものではない。監査役が株主總會招集の必要ありと認めたときは、之が招集をなす事が出来る。例へば會社の解散決議をなす爲めに、之が招集をなすが如き其一例である。又監査役は商法第九十八條により、裁判所の命令あるときは、株主總會を招集しなければならぬ。詳細は検査役の説明を参照せられたい。

判例 監査役ノ株主總會招集權(大審院大正十年十一月二十四日判決)

商法第八十二條ハ監査役カ株主總會ヲ招集スル必要アリト認メタルトキハ、其招集ヲナスコトヲ得ト規定シ、株主總會ノ招集ニ關スル廣汎ノ權限ヲ監査役ニ附與シタルヲ以テ、監査役ハ總會招集ノ必要アリト認メタルトキハ、會社ノ解散ヲ決議スル爲メナルト否トヲ問ハス、之を招集スルコトヲ得ルモノト謂フヘク、監査役ノ招集權限ヲ以テ會社業務ノ監督範圍ニ制限スヘキ理由ナキモノトス。

四 監査役は會社對取締役間の訴訟に於て會社を代表するものである

監査役は會社が取締役に對し、又は取締役が會社に對し訴訟を提起した場合は、會社を代表するものである。然し株主總會は他人をして會社を代表せしめる事が出来る。又資本の十分の一以上の株主の請求に依り、取締役に對して訴訟を提起する場合にも、監査役以外の者を以て會社を代表せしめる事が出来る(五八)。

五 監査役は一時取締役の職務を行ふ事がある

取締役中缺員を生じた場合には取締役、監査役の協議を以て、監査役の中から一時取締役の職務を行ふ者を定める事が出来る。一時取締役の職務を行ふ監査役は定時總會に提出した書類の承認を得る迄は、監査役の職務を行ふ事が出来ぬ(四一八)。

第四 監査役の責任

監査役が其職務を怠つたときは、會社及び第三者に對して、責任を負はなければならぬ。

一 會社に對する責任

監査役が職務を執行するに當り、其任務を怠つた爲に、會社に損害を蒙らしめた場合には、監査役は連帶して損害賠償の責を負はなければならぬ(六一八)。

二 第三者に對する責任

監査役が職務執行の任務を怠つた爲に、他人に損害を與へた場合に其責に任すべき事は言ふ迄でもない事であるが、此場合に於ては取締役は監査役と連帶の責を負はなければならぬ(六一八)。

第五 監査役の權利

取締役と同様であるから説明を省略する。

第六 監査役の辭任、解任及び退任

監査役の辭任、解任、退任に付ては取締役の節で述べた所と同様であるから再説を省略する事にする。

第四節 検査役

検査役は臨時に選任せられる會社の監督機關であつて、取締役、監査役の調査報告のみでは満足出来ない場合又は取締役、監査役をして調査報告をなさしめる事が不適當と認められる場合に、特に選任せられる一時の監督機關である。其選任せられる場合は左の通りである。

第一 會社設立の場合に於ける検査任

會社設立の場合の検査役選任の方法に付ては、發起設立と募集設立とに依つて異なるものである。發起設立の場合には發起人は取締役、監査役の選任を行ひ、其選任せられた取締役が検査役の選任を裁判所に請求する事は既に第一章發起設立の節で述べたところである。募集設立の場合には、取締役、監査役が發起人中から選任せられたときに、創立總會は特に検査役の選任を行ふのである。何れの場合の検査役の職務も同様である(一三三)。

第二 株主總會に於ける検査役

- 一 定時株主總會は取締役並に監査役の提出した決算書類及び報告書の内容を調査せしめる爲に検査役の選任をなす事が出来る(一六〇)
- 二 監査役が株主總會を招集した場合、又は裁判所の命令に依つて監査役が、株主總會を招集した場合には、會社の業務及び財産の状況を調査せしめる爲、検査役を選任する事が出来る(一八二、一九八)
- 三 新株式募集の際に於ける報告總會に於て、新株式の引受ありしや否や、各株式に付拂込が完了したかどうかを監査役に代つて調査報告せしめる爲に、總會は検査役を選任する事が出来る(四二)

第三 少数株主の請求に基く検査役

資本の十分の一以上に該る株主は、會社の業務並に財産の状況を調査せしめる爲に、裁判所に對し検査役の選任を請求する事が出来る(一九)。少数株主は裁判所に對し書面を以て検査役の選任を申請するのであるが、申請書を受理した裁判所は取締役、監査役の陳述を聽き適當な裁判を言渡すのである。判決の結果検査役の選任があつたときは、検査役は右の調査をなし、裁判所に報告を爲すのであるが裁判所は其報告に基き株主總會招集の必要ありと認めたとときは、監査役をして總會を招集せしめるのである。此場合には更に右の調査をなさしめる爲に特に検査役を選任する事が出来るのである。若し

少数株主が裁判所の裁判に對し不服の場合には裁判の告知のあつた日から一週間内に不服の申立をなす事が出来る。

左に検査役選任申請書の書式を示すと

書式 株式會社ノ業務及ヒ財産調査検査役選任申請

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

關東商事株式會社五百株所有株主

東京市小石川區竹早町貳拾五番地

申請人 飯 田 正 信

(以下申請人株主氏名住所列記)

申請ノ趣旨

検査ノ目的記載事項ヲ調査セシムル爲メ検査役選任相成度候

申請ノ事由

- 一、右關東商事株式會社ハ資本金五百萬圓其一株ノ金額五拾圓株式總數拾萬株ニシテ申請人等ハ其資本金ノ十分ノ一ニ該ル株主ナル處右會社ハ大正拾參年拾月拾五日設立以來每期配當期ニ於テ貳割ノ割合ノ利益ノ配當ヲ爲シ來リ頗ル有利ノ會社ナリ。

二、然ル處本年貳月中株式會社東京銀行ニ對シ會社財産ヲ擔保トシ金五拾萬圓ノ借入ヲナシタルモ何等事業ノ擴張ノ計劃又ハ其形跡ヲ認メス、又會社ノ現狀ヨリ推測スルモ俄ニ營業上損失ヲ來スベキ事情ナキニ拘ラス、一時ニ斯ル莫大ノ借入金ヲナシ、且會社財産ヲ擔保ニ供スルガ如キハ、會社ノ業務ニ關シ、此際相當ノ處分ヲナササル可ラス、是レ實ニ株主タル申請人等ノ大ナル利害關係ヲ有スル所ニシテ會社ノ業務並ニ財産ノ狀況ヲ調査ナス必要アル所以ナリ、依ツテ商法第九十八條ニ基キ検査役ノ選任申請ニ及ヒタル次第ナリ。

検査ノ目的

一、關東商事株式會社ノ業務ハ如何ナル狀況ニ在リヤ、殊ニ他ヨリ金五拾萬圓借入ノ必要アリヤ否ヤ

一、會社ノ財産ハ如何ナル狀態ニ在ルヤ

右申請候也

昭和貳年七月拾五日

右

申請人 飯 田 正 信 ㊤

(以下申請株主氏名住所列記)

東京地方裁判所 御中

第五章 會社の計算

株式會社は零細なる資金の集合に依つて、其目的とする事業を經營し、之れより生ずる利益を株主に配當する事が主眼であるから、計算に關する監督を嚴にし、以て其正確を期する事は、蓋し當然の事である。我商法は取締役が株主總會に提出すべき計算書類の種類其他計算に關する幾多の規定を設けてゐる。次に之等の事に關し述べる事にする。

第一節 計算書類の作成

取締役は定時總會の期日より一週間前に、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算表、準備金、利益又は利息の配當に關する議案を作成し、監査役に提出する事を要する。而して監査役の調査を経たる後に定時總會に提出して、其承認を求めらるのであるが、其前に其書類、及び監査役の報告書は、之を本店に備付け、營業時間中何時でも株主又は會社債權者の閱覽の出來る様にして置かなければならぬ。

第一 貸借對照表

一 貸借對照表の性質

貸借對照表とは繼續する或る事業の一定時期に於ける財政状態を表す表であつて其の事業の資産を適當に分類して一方に列記し、之れに對して負債及び資本を或る分類の下に他方に列記して双方の差額を見て前者が後者に超過したる場合は利益金として負債及び資本の方に表し、若し之れが反對の場合に缺損金として資産の方に記入して双方の合計を平均させたものである。言葉を換へて謂へば此の表は資産の部及び負債の部と稱する其性質が全く異なつてゐる二つの欄を設け、經營者が現に自分が有する資産と負ふところの負債及び資本とを相對照して其事業の財政状態と合せて其の期間の純損益高となし一見して明瞭に表すものである。

二 貸借對照表の目的と其の必要

前述の如く此の表は財政の状態を表すものであるから經營者は之の表に依つて自分が經營してゐる事業の適否を觀察し、又出資者は其の出資して居る資本が如何に投資運用されて居るかを知らる事が出来る。法律は特に株式會社に付いて商法百九十二條の規定により、毎決算期に此の表を公告すべきものとしてゐるから、會社に對する債權者は自己債權の安否を此の公告された表に依つて確める事が出来るし、又社會公衆は其の會社の基礎の強弱を計り得るのである。以上の如く之の表は最も必要なもの

であるから、作成者は其の財政状況を極めて正確に計算し、各資産には最も公平に正當なる價格を記し、又負債は之を漏れなく表す事が必要である。即ち財政上の事實を有のままに表して如何なる弱點短所をもかくす事なく利害關係者に最も信頼す可き公告を與へねばならぬ。然るに實際に於ては其の財政状態を絶對正確に表示したものが殆んどない、又表示し得るものでもない。なんとすれば此の表に掲ぐる各資産の評價が絶對正確なる價格でないからである。此の評價はなか／＼難づかしいもので其時期と、評價する人とに依つて異なるものであるから、此の任に當る人は餘程慎重なる態度を以て當らねばならぬ譯けである。要するに此の表は、財政の事實に對する近似を表すに過ぎないのであると謂つてよからうと思ふ。

三 貸借對照表の形式

貸借對照表の形式は簿記で普通作成する様に元帳の勘定口座式に倣つて作成するものと、又銀行會社で新聞公告等に掲載する形式を取るものもあり、其の作成者の好む所に依つて異なるものであるが此の表の左右、前後、上下に資産と負債とを區別する見出しとして附する用語には種々あつて現今我國の銀行會社が發表する貸借對照表の見出しには次の四種類がある。(一) 借方—資産ノ部。貸方—負債ノ部。(二) 借方—負債ノ部。貸方—資産ノ部。(三) 資産ノ部—負債ノ部。(四) 借方又ハ貸方。貸方又

ハ借方。(一)の見出を附するものは之の表を以て總勘定元帳に於ける資産負債に關する諸勘定口座の抜翠要領を表すものとなるのである、故に此の表に於ける資産負債の表はさるゝ貸借の地位を之等が元帳に於て占むる貸借の位置と一致せしめ資産を借方に負債を貸方に記載するのである。歐米諸國にて作られたる貸借對照表も又資産は簿記上借方の地位である左方に負債は貸方の地位たる右方に記載するものであつて獨り英國に於て行なはれる慣習は之と反對である。次に(二)の見出を附するものは第一の場合と資産負債が全然反對の地位に置かるゝものであつて此の見出を使用するもの主張は之の表を以て元帳の抜翠要領を表すものと認めないのであつて營業者が自己を主として其の財政關係を表すものと解するのであるから、此の場合は貸借の主格を勘定科目に取らずに營業者の自身を取るものであるから資産と負債とは之等が元帳に於て保つて居る地位は貸借が反對に表に表はされる事となるのである。商法二十六條に規定せる借方貸方の對照表又は貸方、借方なる用語も營業者を主として規定されたものであるから借方は營業者の借り即ち負債であつて貸方は營業者の貸しとして資産を意味するものである。(一)と(二)との優劣に付ては其の觀察の如何に依つて異なるものである。(三)の場合は貸方借方なる冠詞を略して單に資産の部負債の部として見出を附するもので理論上最も正確で且つ實際上便利なものである、何んとなれば貸借對照表の見出に借方貸方なる用語を附するのは理論上

正當でない之の表は財政一覽表であつて勘定科目でないからである、之れが元帳の資産表を基礎として作らるゝ爲め資産は借方負債は貸方である事が自然に聯想されるけれども元來貸借なる用語は複式簿記にて勘定口座に附す可きであつて此の場合には不適當であるのみならず實際上貸借なる用語を用ひないので前述の如き異論が起らないからである。(四)の形式は(三)の形式と反對に借方貸方なる用語を見出として附するものであつて借方に資産を貸方に負債を列擧する場合と又此れと反對に列記する場合とあるが、此の種の貸借對照表はむしろ稀れに使用さるゝものである。

以上の如く貸借對照表の目的は財政狀態を正確に明瞭に表すものであるから其の作成に當つて資産と負債との分類配列法の如何は大に關係を有するのである。同一の材料を以て作る貸借對照表でも其の作成の好拙は其の閱覽者をして其の財政を了解せしむる上に非常の相違があるそれ故に適當に作成された表は普通の簿記智識を供へた人には其の財政狀態を容易に了解されるのであるから之が作成の際には充分注意して其の資産負債の分類總合と其の配列法とに留意する必要がある。先づ之れが分類に就ては資産と負債とを各々適當に區別して種類性質用途の同じき課目を夫々一群となし各群を總括名稱で代表せしめて作る表を所謂類別貸借對照表と云ふのである。

各資産負債を適當なる分類の下に表す事は唯に此表の表示を明瞭にするばかりでなく閱覽者に其性

質上互に關係ある資産と負債との對照を容易ならしめ諸種の財政的事實を推知し得るの便宜を與ふるのである。此分類法は會計課により又事業の性質規模の如何により其の大小範圍を異にする事は免れないのであるが、今多數の場合に適用の出来る分類法の例を擧ぐれば。先づ資産より (一) 固定資産 (二) 棚卸資産 (三) 流動資産 (四) 繰進費資産の四つに分類し夫々各類似の資産を總括代表するのである、次に負債も (一) 固定負債 (二) 流動負債 (三) 準備金 (四) 積立金 (五) 利益金等に各資産を總括代表せしむるのである。實例を示せば。

(實例) 何々鑛業株式会社

一 貸借對照表 (年 月 日)

借方		貸方	
未拂込資本金	三七、五〇〇、〇〇〇 ^円	資本金	100、000、000 ^円
固定財産勘定	四四、四九七、九三三 ^九	法定積立金	二、三10、000 ^{〇〇}
改良工事勘定	四八、六九五 ^三	職工鑛夫福祉増進基金	一、四〇二、七九八 ^{三五}
有價證券勘定	二、四五一、四七五 ^{六四}	退職手當基金	一、四四四、三〇五 ^三

出資勘定	一一〇、一八五六 ^四	勞務者退職手當基金	九三、〇三六 ^{九四}
貯藏品勘定	一、一四〇、九四一 ^{三九}	救護基金	二、三六二 ^{六二}
供給品勘定	一六二、四七七 ^九	施設保全基金	二、四九五、〇二七 ^{九六}
工作勘定	五八、七四八 ^三	被害補償準備金	九八九、四〇〇 ^{四一}
立木勘定	四九、五七〇 ^{六一}	諸預リ金	四、二五五、五〇八 ^{二四}
原料品勘定	二九九、二四〇 ^{二五}	委託販賣勘定	一、八二五、二五七 ^{六九}
生産品原價勘定	五、五九七、七八〇 ^{〇三}	他店勘定	三五九、三八七 ^{七八}
他店勘定	五、九三三、七〇七 ^{七八}	支拂手形勘定	九三、四三三 ^{三七}
貸金	一、一六一、八三三 ^{三〇}	割引手形勘定	七三、三三三 ^{七一}
賣掛代金	三、二九二、四九六 ^{四六}	未拂配當金	二九、六九七 ^{〇〇}
受取手形勘定	四〇〇、一三四 ^{〇五}	未拂金	二、五三八、八三五 ^{七九}
割引手形見返勘定	七三、三三三 ^{七一}	收入未決算勘定	六二、七四二 ^{三三}
假拂金	三三九、二八三 ^{〇〇}	繰越金	七三三、五六三 ^{四五}

未 收 入 金	二、二六六、二〇八九	當 期 純 益 金	三、〇四〇、二九七八
支拂未決算勘定	八三七、一八三九三		
社内未達勘定	一八七、〇四三三		
鑛床調査費勘定	二八、三二五二		
預 金	一、〇〇〇、〇〇〇〇		
振 替 貯 金	二、一四二一九		
銀 行 勘 定	四、八六、〇五八六九		
正 金 勘 定	六一、三八六〇五		
合 計	二三、二七、九一九七三	合 計	二三、二七、九一九七三

第二 損益計算書

一定の時期に於て其營業期間中に生じたる損失經費に屬する項目を集合して一方に擧げ、利益に屬する項目を集合して他方に擧げて其の差引額は前者が後者よりも多額ならば純損金を示し其の反對ならば純益金を示すのである。損益計算書は斯くの如く其損益の種類、性質及び金額等の明細書である。

次に其の實例を示せば

實例 損益計算書

收 入 之 部

- 金參千七萬七千九百貳圓七拾八錢 生産品賣上代並收入製煉工費
- 金壹百六萬九千壹百七拾壹圓拾五錢 賣 災 所 收 入
- 金參拾貳萬九千七百貳拾四圓參拾五錢 有價證券配當收入
- 金四拾壹萬參千八百八拾貳圓拾五錢 收 入 利 子
- 金壹萬貳千六百六拾九圓九錢 雜 收 入
- 合計 參千壹百九拾萬參千參百四拾九圓五拾貳錢

支 出 之 部

- 金貳千六百六拾貳萬參千七百六拾圓八拾四錢 生産品原價並製煉費
- 金七拾九萬四千貳百九拾六圓七拾七錢 賣 炭 所 經 費
- 金壹百貳拾九萬六千七百五拾壹圓五錢 本 店 經 費
- 金六萬貳千九百五拾參圓拾四錢 鑛業研究所費

金八萬五千貳百八拾九圓六拾四錢
 合計金貳千八百八拾六萬參千五拾壹圓六拾四錢
 差引 金參百四萬貳百九拾七圓八拾八錢

以上

支拂利子
 當期純益金

損益計算書は貸借對照表に於ける利益金又は損失金の内容を示したもので貸借對照表が財政の靜的狀態を示すものならば損益計算書は營業の經過を物語るものである。

第三 財產目錄

財產目錄とは貸借對照表に掲げられた資産負債の種類、性質、數量、及び金額に亘りて詳細に示した表である。貸借對照表と異なる點は、(一) 貸借對照表は金額の對比であるに反し財產目錄は其内容を説明したものである。(二) 財產目錄は其もの、實際調査の結果を作成し之れに依つて決算を初めるのであるが貸借對照表は其決算の結果を示すものである。

實例 財產目錄 何々鑛業株式會社 (年 月 日現在)

資産之部

未拂込資本金

三七、五〇〇、〇〇〇、〇〇

鑛

區

一四、九〇〇、一四二、八五

採掘鑛區

一三五、二四一、二二二坪

試掘鑛區

一六〇、五四四、〇六四坪

砂鑛區

一、〇二三、二八五坪

地

同

延長

七里三町七間一尺

地

所

五、〇一八、八九二、八六

宅

地

一、二〇一、六四五、坪三二三

田

畑

一、一六三町八反六畝〇四步

原

野

二、二五八町一反二畝二八步五

山

林

四、九〇五町四反五畝一四步

雜種地

五五三町六反四畝一〇步四二

建

物

二、七〇〇、九〇一、二一

事務所、社宅、病院倉庫其他

二〇七、六三三坪

船

船

一七、一八七、三四六、六四

動力設備	六、七三四、五〇四、二九
運搬設備	三、四〇七、一二三、七四
選炭設備	七八五、〇三五、二八
選鑛設備	一、二四七、二〇二、二五
通風設備	二三九、六七三、六四
排水設備	七一五、七七一、二四
電燈設備	三〇、三一〇、五八
電話設備	一六、二〇二、六二
分析設備	一〇、二五六、九三
探鑛採掘及ビ試錐ニ關スル設備	七九三、七五一、四〇
消防衛生用機極設備	二八四、六六三、九二
工場設備	四四七、二三七、七二
其他	六三五、二五七、七五
起業假勘定	五、一二三、八四九、八三

植林	四、〇四三、八三
改良工事	四八八、六九五、三二
有價證券	一一、四五二、四七五、八二

帝國五分利公債	額面	五五九、二〇〇圓
帝國四分利公債	額面	七、六五〇圓
美唄鐵道株式會社株式		一八、〇〇〇株
九州炭礦汽船株式會社株式		五九、八七五株
佐渡商船株式會社株式		二五株
黑澤尻電氣株式會社株式		一、二〇〇株
東京電力株式會社株式		一五、〇〇〇株
同 新株式		一、六五〇株
古河電氣工業株式會社株式		二五、〇〇〇株
同 新株式		二五、〇〇〇株
雄別炭礦鐵道株式會社株式		五二、〇〇〇株

山東鑛業株式會社株式	八六〇株
山陽中央水電株式會社株式	二四、〇〇〇株
菱洋興業株式會社株式	一〇株
朝鮮無煙炭株式會社株式	二〇〇株
第五回鬼怒川水力電氣株式會社社債	額面 五〇〇、〇〇〇圓
第一回大阪商船株式會社社債	額面 五〇〇、〇〇〇圓
第二回神戸市築港公債	額面 五〇〇、〇〇〇圓
第九七回乙號勸業債券	額面 五〇〇、〇〇〇圓
三菱造船株式會社株式	一、〇〇〇株
三菱製鐵會社株式	七五〇株
三菱倉庫會社株式	五〇〇株
三菱商會社株式	一、〇〇〇株
三菱海上火災保險株式會社株式	一、〇〇〇株
株式會社三菱銀行株式	一、〇〇〇株

出資勘定	一一〇、一八五、六四
貯藏品	一、一四〇、九四一、三九
供給品	一六一、四二七、七九
工作半途品並ニ材料	五八、七四八、一二
立木	四三九、五七〇、六一
原料品	二九九、二四〇、二五
石炭	二、三五七、七〇五、〇五
鑛物	三、〇五〇、二九二、五六
骸炭	一六一、七八八、四二
他店取引先八ヶ所	五、九二三、七〇七、二八
貸金	一、一六一、八三二、三〇
賣掛代金	三、二九三、四九六、四六
受取手形	四二〇、一三四、〇五
割引手形見返	七三、三三三、七一

假拂金	三二九、二八三、九八
未收入金	二、二六六、一二〇、八九
支拂未決算	八三七、一八三、九三
社内未達勘定	一八七、〇〇四、三三
鑛床調査費	二八、二三一、五一
三菱合資會社預金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
振替貯金	二、一四一、一九
銀行預金取引	四、八二六、〇五八、六九
正金	六一、三八六、〇五
合計	一二三、一二七、九一九、七三
負債之部	
資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
法定積立金	二、三一〇、〇〇〇、〇〇
職工鑛夫福祉増進基金	一、四〇二、七九八、三五

退職手當基金	一、四四四、三〇五、二二
勞務者退職手當基金	九一三、〇二六、九四
救護基金	二、三六二、六二
施設保全基金	二、四九五、〇二七、九六
被害補償準備金	九八九、四一〇、四一
諸預り金	四、二五五、五〇八、二四
委託販賣勘定	一、八二五、二五七、六九
他店取引先一ヶ所	三五九、三二八、七八
支拂手形	九三、四一三、三七
割引手形	七三、三三三、七一
未拂配當金	二九、六九七、〇〇
未拂金	二、五三八、八三五、七九
收入未決算	六二一、七四二、三二
前期繰越金	七三三、五六三、四五

合計

一二〇、〇八七、六二一、八五

(新聞公告實例)

第拾七期決算報告

(自大正拾五年四月壹日
至大正拾五年九月參拾日)

何々礦業株式會社

貸借對照表

借方 (資産之部)

未拂込資本金	三七、五〇〇、〇〇〇、〇〇
固定財産	四六、三九九、一五七、九四
改良工事	四三四、三七三、六一
有價證券	九、〇六〇、五四〇、八二
出資	一一〇、〇〇〇、〇〇
貯藏品及供給品	一、四三二、一二〇、四三
工作	四八、八四六、四七

立木	三九〇、一一九、八五
原料	五四四、四六一、五三
生産品	六、三〇二、九三二、四七
他店	六、一五一、六七七、五五
貸金	一、一六四、五九七、一三
賣掛代	三、三八三、五八九、〇六
受取手形	四一六、八二六、一九
割引手形	七三、〇二〇、〇八
假拂	三二七、〇三四、一七
未収入金	二、〇五一、五九六、三〇
支拂未決算	一、一二一、九四五、九三
鑛床調査費	一一、一〇七、二〇
預金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
振替貯金	五、八六九、八五

正金及銀行勘定	四、八三二、六一〇、九九
合 計	一二二、七六三、四三五、五七
貸方 (負債之部)	
資本	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇
法定積立金	二、一六〇,〇〇〇,〇〇
諸積立金	七、三八四、一二〇、一二
諸預り金	三、九九二、〇三六、五八
委託販賣	一、六八四、八三五、四九
他店	三六〇、三八三、五八
未拂配當金	二七、九〇八、五八
未拂金	二、七六六、五八三、二七
支拂手形	四五、六一八、三九
割引手形	七三、〇二八、〇八
收入未決算	五三五、三五八、〇三

繰越金
当期純益金
合計

七五二、七三八、五四
二、九八〇、八二四、九一
一二二、七六三、四三五、五七

右之通ニ候也

大正拾五年拾壹月

日本鑛業株式会社

取締役會長	澁澤 信一
常務取締役	中野 武吉
常務取締役	藤山 雷次
取締役	横田 秀夫
取締役	牧野 健吉
取締役	原 一 郎
取締役	清水 登

右調査ヲ遂ゲ其正確ナルコトヲ承認候也

取締役 中村 寛 一

監査役 田尻 稻太郎

監査役 松村 一郎

監査役 片岡 直一

監査役 太田 健一

第四 營業報告書

營業報告書とは、一營業年度に於ける營業の狀況を報告する書類である。其形式に付ては別段の規定がないのであるから、之に依つて會社の營業の狀況を知らしめるに足る要領を記載すればよいのである。

次に營業報告書の一例を示すと

實例 營業報告書

第拾六期營業報告

(自大正拾五年拾貳月 壹日
至昭和貳年五月參拾壹日)

何々炭礦鐵道株式會社

第一 營業ノ概況

本期一般炭況ハ冬期需要期ニ際會セルト渴水ニ因ル電力會社ノ火力發電等ノ爲メ需要増加シ、炭線一段ノ緊張ヲ來シ、頗ル順調ニ推移セルカ期末財界ノ動搖ニ累セラレタルト、中央選炭場ノ新設ニ伴フ水洗機ノ移轉ニヨリ未洗炭ノ山許貯炭増加シ、從テ輸送炭數量ノ減少ヲ來シタル爲メ、未ダ所期ノ成績ヲ舉クルニ至ラス

次ニ鐵道業ニ在リテハ主要貨物タル、石炭、木材ノミナラス旅客モ亦前期ヨリ減少シ約貳萬六千餘圓ノ減收ヲ見タルヲ以テ炭業鐵道業ヲ通ジ終ニ豫期ノ結果ヲ得ルニ至ラサリシヲ遺憾トス

本期中ニ於ケル出送炭、鐵道輸送量左ノ如シ

一出炭高

坑名

出炭高

大洋内坑

三三、一九二噸

大曲坑

一三、八一二噸

然別坑

一七、一三一噸

勇別本坑

計

二輸送炭高

輸送先

青森

淡釜

鹽釜

芝浦

橫濱

新湊

伏木

道内各地

パンヤ

計

一二四、五四五噸

八八、六八〇噸

數量

七〇〇、〇〇

六二〇、〇〇

五〇〇、〇〇

二、八五〇、〇〇

三五、三五二、〇〇

七〇〇、〇〇

一、六〇〇、〇〇

一二、五〇四、九二

一二、七六四、〇〇

六七、五九〇、九二

三 鐵道各驛別輸送數量

驛名

旅客人費

貨物數量

新 鉏 路

一四、三八九

二、二六六・五

平 戶 前 路

四、六四一

二、一〇三・七

穩 彌 平

一、三六八

二、一八一・一

湯 渡 內

二、八七九

一五、六九〇・二

舌 辛 潭

一二、九三〇

七六、一二八・七

古 潭

四、二三一

九八、三七〇・二

勇 別 災 山

八、五六五

九八、三七〇・二

計

四九、〇〇三

九八、三七〇・二

本期中ニ於テ施行セル重ナル工事左ノ如シ

一、四戸建役員社宅一棟敷地工事中

一、八戸建鑛夫社宅一棟建築準備中

- 一、本坑エンドレス設置工事竣功
- 一、二百馬力捲機械購入据付完成
- 一、ケーブル設置工事一部完成
- 一、坑外動力配電線設備定成
- 一、本坑一片磐掘進工事略完成
- 一、本坑捲卸掘進工事中
- 一、電力購入設備完成
- 一、鳥取假側係敷設及釧路川信號所變更工事完成
- 一、布伏田貨物假停車場開設

第二 事務の概要

一 株主總會

- (一) 昭和元年十二月二十七日第十五回定時株主總會を當社本店内に於て開會左記事項
- 第一、大正十五年十一月三十日現在財産目錄、貸借對照表、第十五期(自大正十五年六月一日起至大正十五年十一月三十日)營業報告書、損益計算書並利益金處分案承認ノ件

第二、取締役三村一郎、谷村雄次、河村雄一、芝太郎、中川廣義、池田信行、六氏任期滿了ニ付改選並取締役中會社ヲ代表スヘキ者選任ノ件
ヲ附議シ

第一ハ原案通決定

第二ハ取締役ニ、三村一郎、谷村雄次、河村雄一、芝太郎、中川廣義、池田信行ノ六氏、
會社ヲ代表スヘキ取締役ニ、三村一郎、谷村雄次、河村雄一ノ三氏再選重任セリ

(二) 商業登記

一、昭和二年一月十日 三村一郎、谷村雄次、河村雄一、芝太郎、池田信行、中川廣義ノ六氏
會社ヲ代表スヘキ取締役三村一郎、谷村雄次、河村雄一ノ三氏再選重任ノ登記ヲ了ス

(三) 鑛區事項

本期中主ナル鑛區異動左ノ如シ
一、此ニ成掘許可登録セル石災鑛區 三、二八一、一〇〇坪

(四) 株式ノ異動

本期間株式名義書損件數八件、同株數 一、〇〇〇株、期末現在株主數一〇七人ナリ

第三 從業員

本期末現在從業員左ノ如シ

災坑役員	七三人	職工鑛夫其他	一、一六四人
鐵道役員	三九人	職工工夫其他	八五人
外囑託者二人	教員六人		

第四 計算報告

本期末貸借對照表、財産目錄、損益計算書並利益全處分ハ左ノ如シ

(略)

第二節 會社の準備金

會社の準備金には、法律の規定に基いて積立てるものと、(一九) 定款又は株主總會の決議に依つて任意に積立てるものとの二種がある。前者は之を法定準備金と稱し、後者は之を任意準備金と稱する。法律が一定額の積立金を強要するのは會社の基礎を確實にせんが爲である。

第一 法定準備金

法定準備金は、會社の事業上の損失、又は財産價格の暴落から生ずる缺損の填補に供せんが爲に積立てるものである。法定準備金は利益を配當する毎に、其二十分の一宛資本の四分の一に達する迄積立てる事を要するのである。二十分の一以上の積立をなす事は會社の自由である。茲に二十分の一と謂ふのは、配當額を標準とすると謂ふ説もあるが利益額を標準となすと謂ふのが、通説である。會社は如何なる場合でも利益金の中から法定積立金を控除した後でなければ利益の配當をなす事が出来ぬ。法定積立金の財源は利益金に之を求める外、株式の額面以上の發行の場合に於ける額面超過金を之に充てる事が出来る。利益ある場合でも之が配當をなさない場合には積立てを要しないものであるかどうかは疑の存する所である。何となれば法文は「利益を配當する毎に」と規定してあつて、假令利益があつても配當をなさない場合には、準備金の積立てを要しない如く解せられるからである。然しながら、法定積立金をなすには、必ずしも配當する事を必要としないのであるから、右の法文は配當期毎にと謂ふ意味に解すべきであると言ふのが通説である。

法定積立金は損失の填補の爲に積立てるのであるから、それ以外の用途に使用してはならぬ。損失填補の結果之が皆無となり、尙資本に缺損がある場合には、缺損の填補をなす迄は利益の配當をなす事が出来ぬ。

法定額を超過した準備金は、任意準備金の性質を有するものであるから、會社は自由に之が處分を

なし得ると謂ふのが通説である。

第二 任意準備金

任意積立金は會社が事業擴張の準備の爲め、或は配當の平均を圖る爲め、又は不時の災厄に備ふる爲になす等、其目的は必ずしも一定したものではない。従つて其用途も又各會社により異なるものである。次に特別法に依る積立金、例へば日本銀行條例第一條（割賦金の不足を補ふ事を目的となす積立金）横濱正金銀行條例第十九條に依る準備積立金（配當金の不足を補ふ積立金を定む）又は保險會社の責任準備金等は、右に述べたる準備金とは性質の異なるものである。

第三節 利益の配當

會社の利益配當は、其利益金を以てなすのであるが、茲に所謂利益と謂ふのは會社の純財産の中から、資本額を控除した残額を指すのである。然しながら株主に配當すべき利益は左の純利益中から其年度の法定積立金、其他定款規定の任意積立金、或は役員賞與金、従業員扶助基金等の如きものを控除した残額が、所謂株主に配當せられる金額となるのである。

第一 利益配當の要件

利益の配當は會社に損失あるときには、其損失を填補し、且法定準備金を控除した後でなければ、之をなし得ざるものである。若し之に反して利益の配當をしたときは、會社の債権者は其返還を請求する事が出来る。^(一九)又配當をなした取締役に対しては一年以下の懲役、若しくは禁錮、又は千圓以下の罰金の制裁がある。^(二六)^(三)

一 利益配當は拂込株金額を以て其標準となす

我商法は利益又は利息の配當は定款の規定に依り拂込みたる株金額の割合に應じて之を爲すべき旨を明にしてゐる。^(七九)定款の規定に依り拂込んだ金額を標準とするのであるから、株主が任意に拂込んだ金額、又は額面以上の株式發行の場合の額面超過金は、配當を定める標準とならない。又營業年度の中途に於て拂込があつた場合には、之に對しては日割計算を以て配當を受くべきものである。然しながら優先株發行の場合に於ては、定款を以て右の原則に對する例外規定を定める事が出来る。次に利益配當通知書と領收證の例を示すと

書式 利益配當通知書

拜啓陳者本日開催ノ當社第五回定時株主總會ノ決議ニヨリ第五期利益配當金左記ノ通り御支拂可致候間御受領相成度別紙領收證用紙並ニ營業報告書相添へ此段御通知申上候 敬具

昭和拾年六月貳拾七日

日本製油株式会社

殿

書式 利益配當金領收證

印紙 不用	領收證	一金	但第五期(自大正十五年十月一日至昭和二年三月卅一日)利益配當	内譯	舊株 株分一株ニ付金貳圓	新株 株分一株ニ付金五拾錢	右正ニ領收候也	昭和貳年 月 日	住所	株主	日本製油株式會社御中	支拂場所	昭和二年六月二十七日ヨリ 昭和二年七月二十日ヲテ	昭和二年七月二十五日以後	本會社會計課
----------	-----	----	--------------------------------	----	--------------	---------------	---------	----------	----	----	------------	------	-----------------------------	--------------	--------

支拂場所は右領收證に指定して受領する事に手配すること。

第二 利益配當金請求權

株主は會社の利益に付て、其配當を受くべき權利を有するものである。而して利益配當を受くべき具體的の請求權は株主總會の決議に依つて發生するものである事は、學說判例の一致する所である。左に之に關する判例を示すと。

判例 利益配當請求權ノ性質(大審院大正八年一月二十四日判決)

株主カ會社ニ對シ有スル利益配當請求權ハ株主總會ノ決議ニ因リ、利益配當ノ金額確定シタルトキニ於テ始メテ其金額ノ支拂ヲ目的トスル獨立ノ請求權ヲ發生スルモノニシテ其以前ニアリテハ、株主權ニ包含スル其一内容ヲ爲スモノニ過キスシテ獨立シタル一個ノ權利ニ非ズ故ニ之ヲ株主權ヨリ分離シテ讓渡スルコトヲ得サルモノトス。

一 利益配當金請求權者

利益配當金請求權者は、會社の營業年度末の株主でなく、株主總會決議當時の株主である。何んとなれば利益配當金請求權は株主總會の決議に依つて、初めて發生するからである。大多數の會社の定款に利益配當金は營業期末の株主名簿閉鎖の時に於ける現在株主に之を配當すべき旨を規定してゐる。

ので右の規定は或は營業期末の株主に配當すべきもの様に思はるのであるが、實際に於ては營業期末日の翌日から、定時株主總會の終了迄株式の名義書換を停止する旨の定款規定を設けてゐるのであるから、結局株主總會決議當時の株主名簿現在の株主に配當する事になるのである。然らざれば總會終了當時に於ける株主に配當を爲さなければならぬ。然しながら、株式名義書換期間中と雖も株式名義書換をなす事は、何等違法でなく、又幾多の實例もある事であるから、若し何等かの理由に依つて停止期間中、株式名義書換をなし株主に變動があつた場合には、配當金は定款規定に従ひ、營業期末日の株主に爲すべきであらうか、又は總會決議終了當時の株主に配當爲すべきであるかに付き困難なる問題が起るのではなからうか。最も右の場合の實際取扱ひとしては、名義書換の日を營業期末に遡及して其日に株式名義書換があつた事に便宜取扱つてゐる様である。

(一) 差押債権者と利益配當請求権 利益配當請求権を將來の債権として總會決議前に差押へた場合に、決議の時迄引續き債務者が株主である場合には、差押は其發生せる利益配當金請求権の上に效力を有するのであるが、差押後總會決議前に於て、債務者が株式を他に譲渡し、株主に變更があつた場合には、利益配當金請求権は債務に發生する事がないのであるから、差押は其效力を失ふものである

(大邸覆審院大正六年六月七日)
日大審院大正五年三月九日)

(二) 會社の自己株式處分前に於ける利益配當請求権 會社が自己の株式を取得した場合、(例へば株主失權等により)其處分前に株主總會に於て、利益配當の決議があつたときには、會社は利益配當金請求権を有するかどうかは、議論の存する所である。自己が自己に對し利益配當をなす事は、何等の意味をなさない事であるから、會社は配當請求権を有しないものであると解する通説に左祖したる(註)。

(三) 家督相續人と利益配當請求権 株主の利益配當金請求権が其死亡と同時に、其相續人に移轉する事は、論する迄もない事である。然しながら、相續人が會社に對し右の債権を承繼したる旨を、戸籍謄本添付の上届出をなさない間は、該債権の相續移轉を認める事は出来ない。然し右の相續届出には一定の方式がないのであるから戸籍謄本を示して口頭で相續をした旨の通知をしてもよければ、又書面に其旨を認め、戸籍謄本を添付して届出をなしてもよい。一般株主としては此點迄留意する者は少なからうから、會社としては單に提出による戸籍謄本により、相續手續が完了して居れば、債権は相續人に移轉せられたるものと認定して差支がない。

(四) 遺産相續人と利益配當請求権 遺産相續人數人ある場合は、被相續人の財産は民法第一千二條に依り、數人の遺産相續人の共有に歸するのであるから、利益配當請求権の如きも、數人の相續人の共有

となり、各自單獨では支拂の請求が出来ない様に思はれるが、金錢債權に付ては右規定の適用がなく、却つて民法第四百二十七條の規定に依り、當然相續人に分割相續せられ、相續人は自己の割前丈を取得るのであるから、會社に對しても單獨に自己の分だけの支拂請求が出来るのである。然しながら、共有代表者として届出があつた場合には、其者に對して支拂ひをなすべきである。

尙實際取扱ひとしては、戶籍謄本に各自の印鑑證明書を添付せしめ、各別に支拂をしてゐる會社もあり。或は後日の問題を考慮して、なるべく株式の名義書換後に配當金の支拂をしてゐる會社もある。前者の方法に依つて支拂ひしても差支へない事であるが戶籍謄本に依つて、充分に事實を確める必要がある。此點に關しては第三章株式名義書換中遺産相續に因る名義書換の説明を參照せられたい。

判例 利益配當請求權ト遺産相續(大審院大正九年十月二十二日判決)

遺産相續人數人アル場合ニ於テ、其相續財産中ニ金錢債權存スル時ハ其債權ハ法律上當然分割セラレ、各遺産相續人カ平等ノ割合ニ應ジテ權利ヲ有スルコト民法第四百二十七條ノ法意ニ徴シ洵ニ明白ナリトス。

(五) 株式の準占有者と利益配當請求權 假令株式の準占有者であつても、眞の株主にあらざる限り、利益配當請求權を有する謂はれがなく、従つて其支拂を請求し得ざる事は明かである。然しながら之

等の者に對し、會社が善意に配當金を支拂つた場合の效力に關しては判例は次の如く解してゐる。

判例 株式準占有者ニ對スル利益配當金支拂ノ效力(名古屋控訴院大正六年二月十三日判決、同趣旨大審院大正五年五月一日)

窃取シタル株券ト、偽造シタル賣買契約證及名義書換ニ關スル白紙委任狀トニ基キ會社カ善意ニテ書換ヲナシタル株式ノ名義人ハ株式ノ準占有者ナリト謂フヘク、從テ之ニ對シ利益配當ノ支拂ヲ爲シタルニ於テハ、其支拂ハ民法四百七十八條ニ照ラシ適法有效ナリト雖モ、會社カ惡意者ニナリタル以後ニ於ケル支拂ハ以テ被害株主ニ對抗スルヲ得サルモノトス。

尙質權者と利益配當請求に付ては第三章株式質入の説明を參照せられたい。

(註) 會社が、自己の株式を取得し、其處分前に利益配當があつた場合に、其支拂を求める事が出来るかどうかは一個の問題である。或論者は會社は計算上、其配當を受ける事が出来る。即ち自己の株式以外の株式に對しては、自己の株式に對する配當金を除き、之を配當すべきものである。自己が自己に配當支拂の義務を負ふ事は、固より法律上之を認める事が出来ないものであるが、計算上に於て同一人格者が自己に支拂を爲す事は本店、支店間の勘定、其他に於て常に生ずる所であつて、敢て怪しむに足らない事であると論じ、他の一派は自己の有する株式に對して配當をなすと謂ふ事は何等の意義をなさない。後に手續の繁雜を惹起する外に實益がない。蓋し當該營業年度の計算に於て、會社が自己持株に對しても、他の株主同様配當を受くべきものとして、其額を控除し、殘餘を他の株主に配當し、そして會社の受けた額を次の營業年度に繰越をしても、結局其次年度に於て他の株主の受くべ

き配當利益の中に包含せられる事になるからである。亦之を他の方面から觀るも、株主は常に特定人へのみ固定するものでなく、株式の譲渡に依つて、時々變更するものであるから、利益を後期に繰越すに於ては、現株主に對して不公平な結果となる惧があるからであると論じてゐる。

二 利益配當請求權の譲渡

利益配當請求權が株主總會決議後に於て自由に譲渡し得る事は言ふ迄もない事である。株主總會の決議前に於ては、株主權の一内容をなすに過ぎないのであるから、之を株主權から分離して一個の權利として譲渡する事は出来ぬ。然しながら、株主總會の決議を條件とする利益配當支拂請求權は、其内容が確定しないと謂ふに止まり株主權の一内容を爲す、利益配當請求權其ものとは異り其條件成就と共に完全に發生すべき一個獨立の權利であるから、之が譲渡をなし得る事は言ふ迄もない事である。
(大審院大正八年一月二十四日)。

三 利益配當請求權と差押

總會決議後の利益配當請求權が、差押の目的と爲り得る事は問題のない所であるが、總會決議前の配當請求權は株主權の一内容をなすに過ぎないのであるから、之が差押の目的となり得るかどうかに

付ては議論の岐れる所である。判例は條件付權利、即ち將來の債權として差押の目的となし得るものと解してゐる。

判例 株主總會決議前ノ利益配當請求權ト差押(大邸覆審院大正六年六月七日判決)

確定セラレタル利益配當ヲ求ムル利益配當請求權ハ、定時總會ニ於ケル株主ノ決議ニ依リテ始メテ發生スルモノナリト雖モ、決議以前ニ於テモ、數額、支拂時期、等確定セスト雖モ條件附權利、即チ將來ノ債權トシテ差押フルコトヲ得ヘク、此場合ニ於ケル差押ハ民事訴訟法第六百二十五條ニ依ルヘキモノトス(同趣旨大審院大正二年十一月十九日)。

四 利益配當請求權と轉付命令

總會決議後の利益配當請求權が轉付命令の目的と爲り得る事は問題のない所であるが決議以前に於ける請求權が轉付命令の目的となり得ざる事も又異論あるを聞かない。

判例 利益配當請求權ト轉付命令(東京地方裁判所大正二年三月二十日、判決同趣旨東京控訴院大正二年六月十九日)

株主總會決議前ト雖モ株主ノ債權者ハ株主カ會社ニ對シテ有スル利益配當請求權ヲ差押フルコトヲ得、然レドモ轉付命令ハ其目的物タル債權ノ支拂ニ換ヘ券面額ニテ差押債權者ニ移轉セシメ、債務者ヲ免責セシムルモノナルヲ以テ其效力アルガ爲ニハ其債權ノ内容數額ノ確定スルコトヲ要ス。故ニ決

議前ノ配當請求權ハ其内容タル配當ノ數額確定セサルカ故ニ之ニ對スル轉付命令ハ其效ナキモノトス。

五 利益配當請求權と時効

利益配當請求權は商行為に依つて生じた債權ではない。従つて商事時効の五ヶ年の経過に依つて消滅するものではなく民法の時効期間である十ヶ年の経過によつて消滅するものである。多くの會社の定款規定に株主が參ヶ年若くは五ヶ年間支拂の請求をなさなかつた場合には、其配當金は會社の所得となす旨を定めてゐるが、其效力に付ては既に第一章定款の説明の際に述べたところであるから參照せらたう。

次に債權差押命令申請書並に債權轉付命令申請書の一例を示すと

書式 債權差押命令申請

東京市小石川區表町五番地會社員
 債權者 加藤次郎
 東京市牛込區山吹町二十五番地砂糖商
 債務者 西村三郎

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

第三債務者 日本製油株式會社
 右法定代理人取締役 渡邊信次郎

債權者ノ請求スル債權及ヒ數額

- 一、金壹千圓也 執行力アル判決正本ニ因ル債權金額
 - 一、金六拾圓也 大正拾五年貳月貳日ヨリ昭和貳年貳月壹日迄右債權金額ニ對スル年六分ノ利息
- 合計金壹千六拾圓也

差押フヘキ債權ノ種類及ヒ數額

- 一、金壹千六拾圓也 右債務者西村三郎カ第三者債務者タル日本製油株式會社ヨリ受クヘキ第五期利益配當金壹千六拾圓也(壹株ニ付金貳圓、六百株ノ中五百參拾株分)

右債權者加藤次郎ハ債務者西村三郎ニ對シ、東京區裁判所大正十四年(ハ)第二五號貸金支拂請求事件ノ執行力アル判決正本(又ハ公證人何某作成ノ何々公正證書)ニ因リ、前記債權ヲ有シ候處右債務者ハ第三債務者タル日本製油株式會社ヨリ受クヘキ前記債權ヲ有シ候ニ付キ債權者ノ有スル債權執行ノ爲メ債權差押ノ命令相成度此段申請候也

昭和貳年四月貳拾日

右
申請人債權者 加藤次郎

東京區裁判所第二民事掛 御中

書式 債權轉付命令申請

東京市小石川區表町五番地會社員

債權者 加藤次郎

東京市牛込區山吹町二十五番地砂糖商

債務者 西村三郎

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

第三債務者 日本製油株式會社

右法定代理人取締役 渡邊信次郎

債權者ノ請求スル債權及ビ數額

一、金壹千圓也 執行力アル判決正本ニ因ル債權金額

一、金六拾圓也 大正拾五年貳月貳日ヨリ昭和貳年貳月壹日迄右金額ニ對スル年六分ノ利息

合計金壹千六拾圓也

差押ヘタル債權ノ種數及ビ數額

一、金壹千六拾圓也 右債務者西村三郎カ第三債務者タル日本製油株式會社ヨリ受クヘキ第五期利

益配當金壹千六拾圓也(但壹株ニ付金貳圓其所有株數五百參拾株ニ對スル分)

右債務者西村三郎カ第三債務者日本製油株式會社ニ對シテ有スル前記ノ債權ハ右債務者加藤次郎ノ請求金額執行ノ爲メ御應昭和貳年(ト)第三五號債權差押命令ヲ以テ差押ヘタル處支拂ニ換ヘ券面額ニテ右差押債權者ニ對シ之ヲ轉付スルコトノ命令相成度民事訴訟法第六百條ニ依リ此段申請候也

昭和貳年 月 日

右 申請人

債權者 加藤次郎

東京區裁判所 御中

第三 配當所得と課税

一 内地居住株主の配當所得と課税

利益配當金に對しては、所得税が課せられるのであるが、其課税の標準となるべき各株主の配當金に付ては所轄稅務署に對し會社に於て之が報告をなす事を要する。利益若くは利息の配當又は剩餘金の分配を爲す會社は、支拂調書を毎期配當毎に所轄稅務署に提出する事を要する(所得稅法五六)支拂調書の提出は配當金額の確定した日、即ち株主總會終了の日から三十日以内に又無記名の株式を有する者に支拂つた、會社の利益又は利息の配當に付ては毎年四月末日限り之を提出する事を要する。

二 海外居住株主の配當所得と課税

海外居住株主に對しては、配當金支拂の際、支拂者たる會社が、其所得税金を徴收し之を翌月十日迄に拂込書及び計算書、各人別明細書を添へて、其地の金庫に拂込む事を要する。

現行所得稅法に於ては、法人から受ける利益配當に對する課税に付ては、株主名簿上の株主を絶對の所得者として其名義人に絶對納稅義務を負はしめる所謂名義課稅主義の規定がないのであるから、所得稅の性質上株主名簿の名義如何に關せず、當該會社の利益配當金決定當時に於ける株式の實權者を所得者として、之に對し義務を負擔せしむべき趣旨である(大阪區裁判所大正十年七月十九日)

次に右に關する諸報告書の一例を示すと

書式一 支拂調書

各人別内譯書

法人名	事業年數	株主住所氏名		
		住所	氏名	
日本製油株式會社	自 2. 4. 1 至 2. 9. 30	東京市日本橋區兜町三番地	伊 藤	
			藤 一 郎	
	株式數 出資基金	配當金額	支拂確定日 年月日	備考
1,000株	2 0 0 0	課稅ノ年	2. 10. 29	
1,000株	2 0 0 0			

一、半紙判の大きさに六枚續き位にし切取る様にする事は稅務署に於て取扱ひ上便利である。尙正副貳通提出を要し用紙は所轄稅務署にて交附して居る。

自貳年四月一日 事業年度利益(利息)配當金支拂調書
至貳年九月三十日

區分	總額	要		所在
		無記名株式 ニ對スル分	記名株式 ニ對スル分	
(1) 配當金	內譯	五千五百拾七圓	圓	東京市麴町區 永樂町一丁目一番地
(2) 株式數	新舊株	壹百萬株	壹百萬株	日本製油株式會社
(3) 一株ノ額面金額	新舊株	壹百萬株	壹百萬株	代表取締役渡邊信次郎
(4) 一株拂込濟金額	新舊株	拾貳圓五拾錢	拾貳圓五拾錢	同社總務部株式係
(5) 配當株主數	新舊株	六千六百名	六千六百名	提 年 月 日 出
(6) 配當率	年	割八分	厘貳	貳年十一月二十八日
(7) 一株の配當金額	新舊株	五拾錢	五拾錢	考 備
(8) 支拂確定年月日	株主別內譯	昭和貳年拾月廿九日	別冊ノ通り	
(9) 株主別內譯				

○合名、合資會社にありては(1)、(2)は舊株欄に出資金總額を記載すること(5)、(6)、(8)の各項に付き記載せられたし

稅務署長殿

書式二 課稅配當金明細書

課稅配當金明細書
2年10月分 日本製油株式會社

住 所	氏 名	期 別	配 當 金	稅 金
東京市小石川區表町五	中 村 一 郎	5	200.00	15.00

書式三 第二種所得稅徵收高計算書

第二種所得稅徵收高計算書 昭和2年10月分

區 分	配 當 金	支 拂 濟 金 額		稅 額	支 拂 未 濟 金 額
		課 稅	非 課 稅		
第四期配當金	30.00	5.00		.36	25.00
第五期	152.50	2.50		.18	150.0

昭和2年11月28日

日本製油株式會社

書式四 第二種所得税拂込書

第二種所得税拂込書

通 知 書

第 號	二年度	大藏省主管
租税	所得税	第二種所得税
		神田税務署
54550		
頭書ノ金額拂込候也		
2年11月28日		
日本製油株式会社		
日本銀行		
御 中		

第 號	二年度	大藏省主管
租税	所得税	第二種所得税
		神田税務署
54550		
日本製油株式会社納		
2年11月28日 領收		
日本銀行		
神田税務署長殿		

書式 一の支拂調書は直接會社から税務署に提出し二、三、四の書類は所得税金と共に會社所在地の金庫に差出すのである。金庫では一括して税務署に提出するのである。

第四節 建設利息

第一 建設利息の意義

會社は利益金中から損失を填補し且法定準備金を控除した後でなければ、利益の配當を爲すことが出来ない事は既に述べた所である。然しながら商法第九十六條は之が例外を認め、若し會社が其成立後二ヶ年以上開業をなす見込が立たない場合には、定款を以て一定の利息を株主に對し配當すべき旨を規定する事が出来る、之を建設利息と稱する。斯くの如く例外を認めた所以は、會社事業の性質上、容易に開業の出来ない會社は株式の募集が困難であるから、其募集を容易にし會社の成立を速かならしめんが爲である。

第二 建設利息は原始定款に定める事を要する

建設利息に關する定款の規定は、設立當時の定款所謂原始定款に規定し、且會社設立登記完了前裁

判所の認可を受ける事を要するのであるから、既に会社が成立し其登記を完了した後には、定款の変更によつて斯かる規定を設ける事は出来ぬ(大審院大正九年五月一日)又資本増加の場合に於ても、之が規定をなす事は許されない事である。

第三 商法第九十六條に所謂開業の意義

商法第九十六條に所謂開業とは一部開業の場合を指すのであるとの説もあるが、多數學説並に判例は全部開業を意味するものであると解してゐる。尙同條に謂ふ一定の利息とは民法第四百四條に依り、年五分と解すべきである。

條四 定款に建設利息の規定を爲すには裁判所の認可を要する

建設利息の配當をなすべき定款の認可の申請は、開業前に利息の配當をなすべき事を要する理由を疏明し、總發起人又は總取締役が之を爲す事を要する(非訟一三三)右の申請に對しては、裁判所は之が認許又は不認可の決定裁判をなすのであるが、其決定に對しては理由を附する事を要する。尙之が認可のあつた場合には登記をなす事が必要であるが、設立登記中に一括して申請を爲せねばよいのである。

書式 定款ノ認可申請

申請人 東京市麴町區永樂町一丁目一番地

日本電氣株式會社

東京市麴町區隼町二番地

取締役 渡邊 信次郎

東京市神田區小川町七番地

同 取締役 藤澤 武七

東京市小石川區竹早町二番地

同 取締役 松村 繁二

申請ノ趣旨

日本電氣株式會社ノ定款第二十五條ノ認可相成度候也

申請ノ原因タル事實

一、右日本電氣株式會社ハ昭和貳年六月拾五日ヲ以テ成立シ別紙定款第二條記載ノ如ク一、電力電燈ノ供給及ビ之ニ關聯スル事業二、電氣ヲ應用スル工業及ビ之ニ關聯スル事業ヲ營ムヲ以テ目的ト致候處此事業タルヤ開業迄ニハ二ケ年半ノ時日ヲ要セサレバ工事落成ノ見込ナキニ依リ開業以前定款第二十五條記載ノ如ク年五分ノ利息配當致度候ニ付キ右定款ノ認可相成度商法第九十六

條及非訟事件手續法第一百三十三條ニ依リ此段申請候也

添付書類

一、定 款 寫

壹通

一、創立總會決議錄寫

壹通

昭和貳年六月拾七日

右申請人日本電氣株式會社

取締役 渡 邊 信 次 郎 印

同 藤 澤 武 七 印

同 松 村 繁 二 印

東京地方裁判所 御中

第六章 社 債

第一節 社債の意義及び性質

第一 社債の意義

社債は會社が其營業擴張の際營業資金に充當する爲、若くは從來の債務償却又は振替をなす爲に、公募する負債に對する債權であつて、之に對して證券の發行せられるものを謂ふのである。

會社が事業資金の増加を要する場合に、其調達方法として或は普通の消費貸借の方法に依る事も出來れば、或は新株募集の方法に出る事も出來る。然しながら前者は巨額の資金を集めるのに極めて不便であり後者は募集手續に面倒の點があるばかりでなく、資本の増加に伴ひ後日煩雜な事柄が惹起するるのであるから、寧ろ資金の蒐集に簡便な社債募集の方法を認め會社をして資金の調達を容易ならしめたのである。

第二 社債の性質

社債の性質に付ては學者間に議論の岐れる所である。

一 消費貸借説

社債も又普通の金錢消費貸借と其性質を一にするものであつて、唯普通の消費貸借に於ては債務者は借受けた金額と同額の金額を債権者に返還するのが通常であるが、社債の場合には會社が額面以上の償還をなし又は社債権者が券面額以下で應募する等會社が受けたものと異なる金額を償還する事があるが、然し之が爲に消費貸借たるの性質を失ふものではない。社債が額面以下で發行せられる場合には、社債の低利なること及び不確定なる等、社債権者の不利益なる事情の爲之に對して與ふる報酬と解すべきである。此場合消費貸借の金額は額面の金額ではなく、發行價格である。之に反し額面上の價格を以て發行した場合には、其差額は社債権者に有利なる條件に對し社債権者から會社に對して與へる報酬であると解すべきである。

二 特殊契約説

社債は株式の引受が賣買でないのと同じく賣買でもなく、又消費貸借に類似してゐるが、社債を一般公衆から募集する場合には、社債關係は申込割當に依つて決定し次に一部全部の拂込をなすのであるから、要物契約たる民法の消費貸借を以て説明する事は出來ぬ。消費貸借類似の一種の契約であると論じてゐる。寧ろ前説の方が多數説である。

社債は純然たる賣買の場合がある。例へば日本勸業銀行の社債の如きは債券の賣買である事は普く人の知る所である。

三 社債と株式との差異

社債と株式とは種々の點に於て異なるものである。次に學者の説明する兩者の差異點を列擧すれば

(一) 兩者は其性質を異にする

株式は株主權であつて、株主は會社の債権者でない。然しながら、社債は純然たる會社の債務であり、社債権者は他の一般債権者と同一の地位にあるものである。

(二) 會社より受ける利益を異にする

株主は會社に利益あるときは、其配當を受ける事が出来るのであるが、社債権者は配當の要求を爲す事が出來ぬ、唯應募條件を以て定めた一定の利息を受け得るに過ぎない。即ち株主は會社に利益ある場合でなければ配當を受ける事が出來ないのは勿論、利益の増減に依つて其受ける配當の額も異なるのであるが、社債の利息は契約の條件に従つて一定し會社の利益の増減に依つて左右せられるものでない。

(三) 會社に對する業務關與權の有無を異にする

株主は株主總會に出席するの權利並に議決權の行使權等其他會社の業務に關し、干與權があるが、社債権者は總へて之を有しない。

(四) 殘餘財産に對する權利を異にする。

會社解散の場合に社債権者は株主に先ち殘餘財産から其債權の辨濟を受ける權利があるが株主は社債権者に辨濟した後尙殘餘財産がなければ之が分配を受ける事が出來ぬ。

(五) 權利消滅に對する會社の義務を異にする。

社債の辨濟は會社に於て必ずなさなければならぬものであつて、其償還は強性的である。之に反し株式の消却は一定の制限の元に會社に於て爲す事が出來るが強性的の義務ではない。

社債の募集に依つて得た金額は會社の事業資金が増加するのみであつて、會社の資本額が増加するものではない。社債権者は會社に對して、一般債権者と同一の地位に立つものであつて、株主になるのではないから、社債権者の拂込んだ金額が會社の資本金となる謂はれがないからである。

第二節 社債の募集條件

會社が社債募集を爲すには、一定の條件に従ふ事を要する。我商法の規定する要件は左の通りである。

る。

第一 社債の募集は株主總會の特別決議に因る事を要する

社債の募集に依つて、會社が營業資金の調達を求め、又は借財の辨濟等に充當すると謂ふ事は頗る重大なる事項である。一面會社の營業方針に多大な關係を有すと共に、他面株主の利害に重大なる影響があるからである。従つてかゝる事項を株主總會の特別決議に因らしめる事は當然の事である(一九九)。

第二 社債の總額は株金拂込額に超過しない事を要する

但最終の貸借對照表に依り、會社に現存する財産が拂込んだ株金額に満たなかつた場合は、社債の總額は其財産の額迄を限度とする事を要する。會社が社債を募集して廣く債権者を求めるに當つては、公安上其債權の擔保を確實ならしめる爲に相當の取締の必要を認めためたので本項の如き制限を加へたのである(二〇〇)。特殊銀行には例外がある。日本勸業銀行法、東洋拓殖銀行法等である。

第三 社債の金額は貳拾圓以上でなければならぬ

社債金額を貳拾圓以上に制限した事は、株式の金額の制限と同一理由に基くものである。(二〇〇)。但特殊銀行には例外がある。

第四 會社は既に募集した社債總額の拂込を完了した後でなければ更に之を募集する事が出来ぬ既に募集した社債に對し、拂込が完了しないのに拘らず更に之が募集を許すに於ては、何等必要を認めないのに拘らず濫りに之が募集を爲す弊害を生ずるからである(三〇〇)。

第五 社債權者に返還すべき金額が券面額以上である事を定めた場合は其金額は各社債に付同一でなければならぬ

各債券に付き償還金額を異にする事を許すときは富籤に類する賭け事を公然に許す事となり、公安上面白からざる結果を生ずる虞れがあるからである(三〇)。

以上の條件に適合しない社債の募集が無効である事は勿論、之に反して社債の募集を爲した取締役は處罰せられるのである。

第三節 社債募集

社債の募集に當つて、會社は社債募集の新聞公告をなし、其申込の勧誘をなす事は株式募集と同様である。社債募集の公告は募集に關する事項を一目瞭然たらしめ申込人の便宜と勧誘に努めてゐるが普通募集總額、利率發行價格、償還期限、其方法、利息支拂期、申込期間、申込證據金、募入方

法、拂込時期、引受銀行並に取扱店等を記載してゐる。右の募集公告と同時に引受銀行、取扱店に社債申込證據紙を備付ける事にする。次に募集公告の一例を示すと

書式 日本肥料株式會社社債募集

今回日本肥料株式會社第五回社債發行ニ付左記ノ通り引受募集致候間御申込被下度候

募集總額 壹千貳百萬圓

利率 年 七 分

發行價值 額百圓ニ金百圓

償還期限 昭和二年四月十五日ヨリ二ヶ年据置
其後五ヶ年内ニ隨時償還ス

債券ノ種類 壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓

利子支拂期 毎年四月拾五日、拾月拾五日

元利金支拂場所 三菱銀行、山口銀行、愛知銀行各本店

申込期間 參月貳拾貳日ヨリ同貳拾四日迄

但期間内ト雖モ締切ル事アルヘシ

申 込 證 據 金 額面百圓ニ付金參圓(募入ノ上ハ拂込金ニ振替)

募 込 方 法 適宜之ヲ定ム

拂 込 期 限 昭和貳年四月拾五日

期限迄ニ拂込ナキ時ハ申込ヲ無效トシ證據金ハ返還セス

昭和貳年參月

引 受 銀 行

株式會社	三 菱 銀 行	株式會社	山 口 銀 行	株式會社	三 菱 銀 行
株式會社	愛 知 銀 行	株式會社	山 口 銀 行	株式會社	山 口 銀 行
株式會社	愛 知 銀 行	株式會社	山 口 銀 行	株式會社	山 口 銀 行

取扱店

東京株式會社	三 菱 銀 行 本 店	山一證券株式會社	本 支 店
大阪株式會社	山 口 銀 行 本 店	株式會社	小 池 銀 行
名古屋株式會社	愛 知 銀 行 本 店	株式會社	藤 本 本 支 店

第一 社債申込證に因る申込

社債の申込は申込證に依る場合と、然らざる場合とがある。原則として申込證に依るものである。申込證は取締役之を作成するのであるが、其記載事項に付ては商法が之を明定する所である。社債申込者は申込證二通に其引受數並に住所を記入し之に記名捺印して申込みをなすのである。

一 直接募集と間接募集

社債の募集は募集會社直接之を爲す場合と、其他適當なる者に委託して募集せしめる場合とがある。前者を直接募集を謂ひ、後者を間接募集と稱する。間接募集の場合には受託者、自身の名を以て會社の爲めに募集し、應募者から拂込を受けるのである。會社が他人に社債募集を委託する場合には受託者は委任者の代理人となつて之を募集する事が出来るのであるが、其以外に商法は受託者が自己の名義を以て募集し得る所謂間接募集方法を認めてゐるのである(二〇四)

二 社債申込證

社債申込證に記載すべき法定事項は左の通りである(三〇)

- (1) 會社の商號
- (2) 社債の總額各社債の金額
- (3) 社債の利率、社債償還の方法及び期限數回に分ちて社債の拂込を爲さしめんとする場合は其拂込の金額及び時期
- (4) 社債發行の價格、又は其最低價額
- (5) 會社の資本及び拂込みたる株金の總額
- (6) 最終の貸借對照表に依り、會社に現存する

財産の額 (7) 前に社債を募集したるときは未だ償還を終へざる總額の諸項である。次に社債申込證の一例を示す事にする。

書式 社債申込證

參錢印紙
貼用消印

○注意 (此申込證ハ必ス貳通御差出ノ事)

申 込 證

取 扱 店
株式會社 三 菱 銀 行

一、日本肥料株式會社第五回社債額面

圓也

發行價格 額面壹百圓ニ付壹百圓也

券而種類ハ適宜御割當相成異議無之候

申込證據金

圓但額面百圓ニ付參圓ノ割

右裏面記載事項承認ノ上前記證據金相添へ申込候也

昭和貳年參月 日

住 所

氏 名

日本肥料株式會社 御中

右の申込證は二枚續きにして其間に切取線を附けておく。

裏面 日本肥料株式會社第五回社債募集要項

- 一、發 行 總 額 金壹千貳百萬圓
- 一、各社債ノ金額 壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓ノ四種トシ無記名利札附トス
- 一、利 率 年 七 分
- 一、發行價格、額 面 壹百圓ニ付金壹百圓
- 一、償還ノ方法及期限 昭和拾貳年四月拾五日ヨリ貳ケ年据置其後五ケ年内ニ隨時償還ス但 一部償還ハ抽籤ニ依ル

一、利子支拂ノ方法及期限 毎年四月十五日ノ二回ニ前半ケ年分ヲ利札引換ニ支拂フモノトス但償還ノ場合ニ於テ半ケ年ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ計算ス

一、元利金支拂場所 株式會社三菱銀行、株式會社山口銀行、株式會社愛知銀行ノ各本店
一、申込 期 昭和貳年參月貳拾貳日ヨリ同月二十四日迄但都合ニ依リ期間前ト雖モ締切ルコトアルヘシ

一、申込 證據 金 額面百圓ニ付金參圓(募入ノ上ハ拂込金ニ振替ヲ)

一、募 入 方 法 應募超過ノ場合ハ引受銀行ニ於テ適宜之ヲ定ム

一、拂 込 期 間 昭和貳年四月拾五日

期限迄ニ拂込ナキトキハ其申込ヲ無効トシ既ニ拂込ミタル證據金ハ之ヲ返還セス

一、商 號 日本肥料株式會社

一、資 本 金 貳千貳百萬圓(金額拂込)昭和貳年貳月貳拾八日現在

一、財 産 四千五百四拾貳萬四千壹百拾貳圓九拾八錢(大正拾五年拾壹月參拾日現在)

一、未 償 還 社 債 壹千萬圓(昭和貳年貳月貳拾八日現在)

引受銀行株式會社三菱銀行、株式會社山口銀行、株式會社愛知銀行

商法第二百四條の二に基き引受銀行等で自己名義を以て間接募集を爲す場合の申込證には「何々株式會社社債申込證」と爲し當銀行に於て何々株式會社の第何回社債募集の委任を受けたるに依り左に掲ぐる條件に依り、當銀行に於て募集を爲し其申込を受くべき旨を附記し、宛名は單に日本肥料株式會社第何回社債募集引受銀行株式會社何々銀行御中と爲す。

第二 社債申込證に因らざる場合

社債は社債申込證に依つて申込をなすのが原則であるが、銀行などで引受契約に依つて社債の總額の引受を爲したる場合、若くは社債募集の委託を受けた者が、其一部の引受を爲したときは、其引受の全部又は一部に對しては、社債申込證による事を要しないのである(二〇三)

社債の募入方法及び證據金等の取扱ひに關して株式募集の場合と同一であるから説明を省略する。

第三 社債の拂込

社債の募集が完了したときは、取締役、又は社債募集の委託を受けた者は、遅滞なく各社債に付き其全額、又は第一回の拂込を爲さしめる事を要する(四二〇)社債募集の完了したときと謂ふのは、社債の總額に對し、其引受の確定した事を謂ふのである。社債の募集に應じた者が拂込を爲さなかつた場合は、之が強制をなす事が出来る。然しながら株金拂込の遅滞の場合に於ける商法第五十二條同第五十三條の如き規定がないのであるから民法一般の規定に従つて處理する外ないのである。

社債の拂込は、現實に爲される事を要しない。會社に對する債權を以て相殺を主張してもよければ又代物辨濟を以て爲しても妨げないものであると謂ふのが通説である。

書式 社債拂込通知書

株金拂込通知書に準じて作成せられたい。

第四節 社債の登記

社債の拂込が完了したときは、總取締役に於て二週間内に本店及び支店の所在地に於て次の事項を登記する事を要する(二〇四)爾後登記事項に變更を生じた場合にも、同じく登記を要するのであるが、之が登記申請は會社を代表する總取締役がなすものである(非訟一九二)又外國に於て社債を募集した場

合に於て登記すべき事項が外國に於て生じたときは登記の期間は其通知の到達した時から起算するのである。例へば社債の拂込が外國に於て爲された場合に於ては、其通知の到達の時から登記期間も起算するが如き等である。

第一 登記事項

- (1) 社債の總額
- (2) 各社債の金額
- (3) 社債の利率
- (4) 社債償還の方法及び期限
- (5) 各社債に付拂込みたる金額(二〇四)

第二 登記申請書添付書類

登記申請書には左の書類の添付を要する(非訟一九二)

- (1) 最終の貸借対照表
- (2) 社債の引受を證する書面
- (3) 社債申込證
- (4) 各社債に付き商法第二百四條の拂込ありたる事を證する書面
- (5) 社債の募集に關する株主總會の決議録尙特殊銀行に於ては株主總會を要せざる場合は不要である。尙又外國に於て募集を爲した場合には、登記事項發生の通知到達年月日の記載を要する。

書式 株式會社登記申請

收入
印紙

株式會社社債登記申請

一、商 號 日本肥料株式會社

一、本 店 東京市麴町區永樂町一丁目一番地

一、登記ノ目的 社債ノ登記

一、登記ノ事由 株主總會ニ於テ社債金壹千貳百萬圓ヲ募集スルコトヲ決議シ其募集ヲ完了シ昭和

貳年四月拾五日各社債ニ付全額ノ拂込ミアリタルニ依リ左記事項ノ登記ヲ求ム

社債ノ總額 壹千貳百萬圓

各社債ノ金額 壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓

社債ノ利率 年七分

社債償還ノ方法及期限 昭和貳年四月拾五日ヨリ二ケ年据置其後五ケ年内ニ隨時償還ス但一部償

還ハ抽籤ニ依ル

各社債ニ付拂込ミタル金額 全額

一、課稅標準價格 金壹千貳百萬圓

一、登 錄 稅 金貳萬四千圓

一、添付書類 株主總會決議錄

壹 通

最終ノ貸借對照表

壹 通

社債引受ヲ證スル書面(引受證又ハ申込證)

拾五冊

各社債ニ付拂込ミタル事ヲ證スル書面

三 通

委 任 狀

壹 通(代理人ニヨリ申請スル場合)

右申請候也

昭和貳年四月拾八日

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

申請人 日本肥料株式會社

東京市芝區金杉町三丁目十番地

取締役 藤 村 啓 行

東京市深川區佐賀町二丁目一番地

取締役 山 崎 眞 信

東京市神田區同朋町五番地

取締役 池田次郎
東京市芝區高輪北町二十番地
右代理人 大村一郎

東京區裁判所 御中

支店所在地に於てなす登記には、壹圓五拾錢の收入印紙を貼付する事を要する。
書式 社債一部償還登記ノ場合ノ申請書

株式會社變更登記申請

收入印紙

一、商號 日本肥料株式會社

一、本店 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

一、登記ノ目的 社債壹部償還ノ登記

一、登記ノ事由 昭和貳年四月拾八日登記ニ係ル社債總額金壹千貳百萬圓ノ内金貳百萬圓ヲ償還シ

昭和貳年八月拾日社債總額ヲ左ノ如ク變更シタルニ付其登記ヲ求ム

社債總額金壹千萬圓

一、登録税金 七圓

一、添付書類 社債ノ壹部償還ヲ證スル書面

委任狀

壹通 壹通

右申請候也

昭和貳年八月拾五日

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

日本肥料株式會社

申請人 東京市芝區金杉町參丁目拾番地

代表取締役 藤村啓行

東京市芝區高輪北町貳拾番地

右代理人 大村一郎

東京區裁判所 御中

次に社債募集に關する總會決議録を示すと
書式 株主總會決議録

日本肥料株式會社株主總會決議錄

昭和貳年貳月拾五日東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地工業俱樂部ニ於テ招集セラレタル日本肥料株式會社ノ臨時株主總會ニ於テ、總株主貳千五百四拾五人、資本總額貳千貳百萬圓、出席株主數壹千四百三十八人、資本ニ對スル金額壹千八百萬圓ノ株主即チ總株主ノ半數以上ニシテ、資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ、其決議權利個數參拾六萬個ニ對スル參拾萬個即チ過半數ヲ以テ社債募集ニ關シ左ノ通り決議ヲナス

- 一、募集スヘキ社債ノ總額 壹千貳百萬圓
- 二、各社債ノ金額 百圓、五百圓、壹千圓、五千圓ノ四種トシ無記名利札附トス
- 三、社債ノ利率 年七分
- 四、發行價格 額面壹百ニ付金壹百圓
- 五、償還方法及期限 昭和貳年四月拾五日ヨリ二ケ年据置其後五ケ年内ニ隨時償還ス但一部償還ハ抽籤ニ依ル
- 六、社債拂込ノ時期 利息支拂ノ時期、募入方法其他本決議ノ執行ニ關スル必要ナル事項ハ取締役會ノ定ムル所ニ依ル

右決議ヲ明確ナラシムル爲メ此決議錄ヲ作成シ、定款第二十五條ニ依リ、記錄者並ニ出席株主伊藤一郎、村田實左ニ記名捺印ス

昭和貳年貳月拾五日

日本肥料株式會社臨時株主總會決議錄

記錄者	中	村	太	郎	Ⓜ
出席株主	伊	藤	一	郎	Ⓜ
同	村	田	實	Ⓜ	

第五節 社債券

第一 社債券の發行

社債券は社債全額の拂込が完了した後でなければ、發行を許されない事は、商法第二百五條の規定する所である。社債の分割拂込を認めた結果拂込完了以前に社債權の發行を許すときは、會社が債權の取立を爲すときに、非常な困難であると謂ふ實際上の理由に基くものである。株式の場合と異なる點である。又社債券は株券の發行と異なり全額の拂込があれば登記の有無に拘らず之が發行をなし

得るものである。

第二 社債券の記載事項

社債券に記載すべき法定事項は左の通りである。

- (1) 會社の商號
- (2) 債券の番號
- (3) 社債の總額
- (4) 各社債の金額
- (5) 社債の利率
- (6) 社債償還の方法及び期間の七項目である(五二〇)。取締役が之に反して社債券の發行をなしたときは、拾圓以上千圓以下の過料に處せられるのである。

第三 社債券の種類

社債券は株券と同じく無記名式債券と、記名式債券との二種がある。社債券を發行した場合は、無記名式を記名式に或は記名式を無記名式に変更する事が出来る(七二〇)。實際に於て記名式社債券を發行してゐる會社の例ある事を聞かない。

第六節 社債の移轉並に質入と其對抗要件

第一 社債の移轉

社債は讓渡に因り、或は相續又は會社の合併等に因り移轉する事は謂ふ迄もない事である。假令全

額未拂込の場合であつても、相續又は會社合併に依る移轉は勿論賣買に依る移轉と雖も何等差支へがない。何となれば全額未拂込社債の讓渡を許したからとて公序良俗に反する事もなく、又之を禁止した規定もないからである。

第二 社債の移轉と對抗要件

一 記名社債の場合

商法第二百六條は記名社債の移轉は取得者の氏名住所を社債原簿に記載し、且其氏名を債券に記載せざれば、之を以て會社及び第三者に對抗する事が出来ない旨を規定してゐる。當事者間に於ける讓渡が、單に双方の合意を以て成立する事は株式の場合と同様である。唯其讓渡を對抗せんが爲には、商法第二百六條の手續を履踐せなければならぬ。未拂込社債の讓渡を認める事は、上述した所であるが、之が對抗要件に付ては議論の存する所である。或は全額拂込前の社債の讓渡を會社、其他の第三者に對抗する爲には、必ずや全額の拂込を終り、債券の發行を求め然る後に上述せるが如き手續を履踐するを要すと解する説もあるが、株券未發行の場合の株式讓渡の對抗要件と等しく民法第四百六十七條の債權讓渡の規定に依るべきものであると解する説に左祖したい。

次に社債券變換請求書並に信託表示請求書の書式を示すと

書式 社債券變換請求書

第 號

社債券變換請求書

一、日本肥料株式會社社債(無記名)額面 圓也此證券 枚

內 譯

回数及記號	券名	番號	枚數	附帶利札
第 回 號	圓券	自第 號 至第 號	枚	昭和 年 月渡以降利札附
第 回 號	圓券	自第 號 至第 號	枚	昭和 年 月渡以降利札附
第 回 號	圓券	自第 號 至第 號	枚	昭和 年 月渡以降利札附
第 回 號	圓券	自第 號 至第 號	枚	昭和 年 月渡以降利札附

右拙者記名社債券ニ變換相成度證券印鑑貳葉相添此段請求候也

昭和 年 月 日

住所 所有者

日本肥料株式會社 御中

追而前記社債ノ元利金ハ

ニ於テ領收致候也

書式 信託表示請求書

第 號

信託表示請求書

一、日本肥料株式會社第 回社債券額面 圓也此ノ證券 枚

內 譯

回数	種類	番號	枚數	回数	種類	番號	枚數
第 回	圓券	自 號 至 號	枚	第 回	圓券	自 號 至 號	枚
第 回	圓券	自 號 至 號	枚	第 回	圓券	自 號 至 號	枚
第 回	圓券	自 號 至 號	枚	第 回	圓券	自 號 至 號	枚
第 回	圓券	自 號 至 號	枚	第 回	圓券	自 號 至 號	枚

右社債券ニ付信託財產ノ表示相成度此段請求候也

昭和 年 月 日

住所 請求人(委託者又ハ受託者)

日本肥料株式會社 御中

二 無記名社債の場合

無記名社債の場合には、無記名株式と同じく單に債券の交付のみに依つて、會社並に第三者に對抗する事が出来る。

第三 社債の質入と對抗要件

一 記名社債の場合

社債の質入には、債券の交付を要する。其交付がなければ、質權の設定は無効である。何んとなれば質權設定者は債券の占有を必要とするからである(六三三)。記名社債の質權設定を會社、及び第三者に對抗せんが爲には、民法第三百六十五條の規定に従ひ、會社の帳簿に質權設定の旨を記載する事を要する。然らざれば會社及び第三者に對抗が出来ないのである。

二 無記名社債の場合

無記名式社債は單に社債券の交付があれば質權の設定を會社及び第三者に對抗する事が出来る。即ち債券の交付は質權設定の要件であり且其對抗要件である(二、八六五)

第七節 社債原簿

第一 社債原簿の記載事項

社債原簿には左の事項を記載する事を要する(三七)

- (一) 社債権者の氏名住所
 - (二) 債券の番號
 - (三) 社債の總額
 - (四) 各社債の金額
 - (五) 社債の利率
 - (六) 社債償還の方法及び期限
 - (七) 數回に分ちて社債の拂込を爲さしめるときは、其拂込の金額及び時期
 - (八) 各社債に付き拂込みたる金額及び拂込の年月日
 - (九) 債券發行の年月日
 - (十) 各社債の取得の年月日
 - (十一) 無記名式の債券を發行したときは、其數番號及び發行の年月日の諸項目である。
- 若し取締役が之に反する記載を爲したり又は不正の記載を爲し、或は之を本店支店に備付けない場合には、怠懈の理由が故意に出でたる場合は勿論、假令過失に基く場合であつても、過料の制裁を受けなければならぬ(二六二ノ二、二六九號)。

第二 社債権者に對する通知

社債権者に對する通知及び催告は、社債原簿に記載してある社債権者の住所又は新に届出でたる場所に宛て、發送すればよい。株主に對する通知、催告の場合と同一趣旨に出で會社に於る社債権者の住所を進んで調査する必要のない事を明にしたのである。

次に社債原簿の書式を参考に示す事にする。

書式 社債原簿

社債原簿

額面金壹千圓

第 回社債 (號)

(一)

債券番號	失照	効合	還日	支年月日	拂日	失年月日	効日	廢年月日	棄日	記名變更日	信託年月日	不足利號	摘要
第1696號										2.5.3			
第1697號										2.5.3			

社債券ノ數

(二)

年月日	記名又ハ無記名	各債券ノ枚數			合計	摘要
		壹百圓券	五百圓券	壹千圓券		
2.5.2		1,000	1,000	5,000	30,000	
2.5.3		1,000	1,000	4,998 記名2	39,968	記名者ノ姓名

一 社債原簿は募集回数別に作成し尙壹百圓券、五百圓券、壹千圓券、五千圓券等の區別に従ひ別々に作成する事にする。例へば壹千圓券の中第一六九六號、第一六九七號の債券を無記名式から記名式に変更した場合には (一) 表相當欄に変更年月日を記入し尙 (二) 表にも其變更年月日を記入し壹千圓券五〇〇〇枚の中二枚は記名式で四九九八枚が無記名式なる事を表はし總合計に於ても同様變更を表示する事にする。 (二) 表は現在總社債權數を表示し日々變動ある毎に之を明にする。次に無記名式社債を記名式社債に変更あつた場合には前掲社債原簿の書式と左記記名式社債原票を併用する事にする。

書式 印鑑票

記名社債権者		印鑑	
本日製油株式會社		印鑑	
元指	利息	取受	銀行
住所		氏名	
(フリガナツキ)			
(通 二 要)			

○社債券附屬利札ニ押印ヲ要スルニ付印章ハ經五分以内ナルベシ

書式 記名式社債券原票

氏名	記名式社債券原票												住所		
	壹百圓券			五百圓券			壹千圓券			五千圓券				合計	
年	月	日	摘要	增加	減少	現在	增加	減少	現在	增加	減少	現在	增加		減少

日本肥料株式会社

第八節 擔保附社債

第一 擔保附社債の意義

擔保附社債と稱するのは、應募者が其債權を確保せんが爲に募集者の一定の財産上に擔保權を取得する方法に依つて發行せられる社債を謂ふのである。

然しながら若し個々の債權者が其擔保權の主體であつたならば、非常に煩雜なる關係を生じ、到底權利の實行が出来ない事になるのであるから、募集會社と應募者との中間に信託會社を置き、募集會社即ち委託者と信託會社即ち受託者との間に信託契約を結び、信託會社に物上擔保を取得せしめ信託會社は總債權者の爲に擔保權を保全し且場合に依つては擔保權の實行をなすの義務を負ふものである。

第二 擔保の種類

- 信託契約によつて附すべき物上擔保は、
- (一) 動産質
 - (二) 證書ある債權質
 - (三) 不動産抵當
 - (四) 船舶抵當
 - (五) 鐵道抵當
 - (六) 軌道抵當
 - (七) 工場抵當
 - (八) 鑛業抵當
 - (九) 輕便鐵道抵當
 - (十) 運輸抵當に限られてゐる。是等の擔保權は

受託會社に歸屬するのであるが之れより生ずる利益は總社債權者が受けるのである。

第三 信託關係の當事者

信託契約は社債發行會社と信託會社との間に締結せられ、該契約による擔保權は社債權者の爲に受託會社に歸屬するものであり、社債權者は當然擔保の利益を享受すべきものである事は上述した通りである。

一 信託會社

物上擔保附社債を發行せんとするには、必ず信託會社を介在せしめる事を要する。信託會社は擔保社債に關する信託事業を營む者に限られるのである。斯くの如く信託會社の介在を要する事は社債權者の爲に一切を委任し擔保を監理處分せしめ、多數社債權者が擔保權利者として直接其擔保權の實行より生ずる紛亂を避けしめんが爲である。

二 債權者集會

擔保附社債に付ては特に社債權者集會の制度を認め、其利益の擁護を圖つてゐるのであるが法律は社債權者集會に於て決議すべき事項に付ては之を限定してゐる。即ち

- (一) 信託契約に定めたる事項の變更
- (二) 擔保の實行
- (三) 受託會社の義務違反に對する特別救済
- (四) 受託會社の辭任、解任

等である。

第四 信託契約の效果

一 受託會社の權利義務

受託會社は社債權者の爲に、公平誠實に信託事務を處理し、善良なる管理者の注意を以て擔保物を監理する事を要する。例へば擔保權實行の時期が到來した時は、遲滞なく之を實行するが如き、或は動産、不動産の滅失毀損を防止する方法を講ずるが如き其一例である。

受託會社は上述の如き義務を有するのであるが、委託會社の委任により、社債の募集に關する一切の手續をなす事が出来るのである。又受託會社が社債募集の權限ある場合は、委託會社に代つて、債券の發行、社債の償還、利息の支拂に關する一切の行爲を爲す事が出来る等の權利を有するものである。

二 社債權者の權利

社債權者は受益者として、信託の實行を監督し、督勵するの權利を有するのである。故に受託會社が社債權者の爲になすべき義務を怠つた場合は、裁判所に對し強制執行の申請をなす事が出来る。或は總債權者の爲めに、代表者を選定し擔保物が確實に保管せられてゐるか否やを檢査せしめる事が出

來る。

三 委託會社の權利義務

委託會社は信託契約の當事者であるから、一面受託會社に對し信託の實行を要求する權利を有するのであるが、他面受託會社に對し、報酬の支拂、費用の償還等の義務を有するものである。

擔保附社債募集公告並に申込證は前掲書式を參照して作成せられたい。次に登記の一例を示すと、

書式 株式會社社債登記申請

收人
印紙

一、商 號 北海道礦業株式會社

一、本 店 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

一、登記ノ目的 物上擔保附社債登記

一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ニ基キ當會社ト株式會社永樂銀行トノ間ニ擔保附社債信託契約ヲ

締結シ社債ヲ募集シ、昭和貳年七月三十日各社債ニ付拂込ミヲ完了シタルニ依リ左

記事項ノ登記ヲ求ム

委託會社ノ商號 北海道礦業株式會社

受託會社ノ商號 株式會社永樂銀行

社 債 ノ 總 額 金五百萬圓

各社債ノ金額 金百圓、金五百圓、金千圓

各社債ニ付拂込ミタル金額 全 額

社 債 ノ 利 率 年七分

社債償還ノ方法及期限 昭和貳年七月參拾壹日ヨリ二ケ年間据置、其後三ケ年間ニ隨時償還ス但

一部償還ハ抽籤ニヨル

利息支拂ノ方法及期限 毎年四月拾五日、拾月拾五日ノ貳回ニ前半ケ年分ヲ利札引換ニ支拂フ但

シ償還ノ場合ニ於テ六ヶ月ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ計算ス

擔 保 ノ 種 類 礦業抵當

擔 保 ノ 目 的 物 何區裁判所礦業財團登記第何號ノ礦業財團

擔 保 ノ 順 位 第壹番

物上擔保附社債ナルコトノ表示 本社債ハ物上擔保附社債トス

信託證書ノ表示 北海道礦業株式會社ヲ委託會社トシ、株式會社永樂銀行ヲ受託會社トシ

テ信託契約ヲ締結スルタメ昭和貳年六月拾五日作成シタル信託證書

- 一、課税標準價額 金五百萬圓
- 一、登録税 金壹萬圓
- 一、添付書類 最終ノ貸借對照表 壹通
- 株主總會決議錄 壹通
- 信託契約證書 壹通
- 社債引受書 何通
- 各社債ニ付拂込ミタルコトヲ書面 何通

右申請候也

昭和貳年八月五日

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地
 申請人 北海道礦業株式會社
 東京市赤坂區表町壹番地
 取締役 太田一郎 印

東京市神田區小川町貳番地
 取締役 中村壽七 印
 東京市下谷區谷中坂町貳番地
 取締役 加藤信治 印

東京區裁判所 御中

書式 物上擔保附社債全部償還登記申請書

收入印紙

株式會社變更登記申請

- 一、商號 北海道礦業株式會社
- 一、本店 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地
- 一、登記ノ目的 物上擔保附社債償還ノ登記
- 一、登記ノ事由 大正拾參年五月壹日登記ニ係ル社債總額金五百萬圓物上擔保附ヲ昭和貳年八月五日全部償還ニ付其登記ヲ求ム

社債總額金參百萬圓

一、登録税金 七圓

一、添付書類 社債償還ヲ證スル書面

何通

委任狀

壹通

右申請候也

昭和貳年八月五日

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

申請人 北海道礦業株式會社

東京市赤坂區表町壹番地

代表取締役 太田 一郎

東京市小石川區表町貳番地

右代理人 上野 次郎

東京區裁判所 御中

全部償還登記申請は會社代表總取締役が之をなすことを要する。

第七章 定款の變更

第一節 總 說

第一 定款の變更

一 定款の變更とは其實質の變更は勿論假令一字一句の附加、抹消の如き形式の變更も又之に包含せられるのである。定款の變更ありと謂ふには、定款なる書面の變更がなければならぬものであらうかとの疑ひを生ずるのであるが、定款の變更は定款なる書面、其のもの、變更ではなく、苟くも適法に定款の規定を變更した以上、敢て書面上の記載を要するものでない(大阪地方裁判所大正六年五月二十二日)。

二 斯くの如く定款の變更は書面の更正がなくともよいのであつて、會社と株主並に株主相互間に於ては、其效力を生ずるのであるが(大審院大正五年十月十四日) 第三者に對抗せんが爲には、書面の更正並に登記を要するものであるかに付ては議論の存する所である。大阪地方裁判所の一判例は定款の變更は何等書面其もの、更正を要せずして直ちに效力を生ずる事は、單に會社の内部關係に於てのみならず、第三者に對する外部關係に於ても效力を生ずるのであるから、敢へて登記の必要がないと判示し、之に反

し大審院判例は定款の変更を以て第三者に對抗せんが爲には、其書面を更正し、更に之が登記を必要とする旨を判示してゐる(大審院大正五年十月十四日)。

第二 定款は公益規定に悖り會社の本質に反しない範圍に於て自由に變更し得るものである
會社の目的、商號、取締役の有すべき株式數、本店支店の所在地、解散の事由等の如き自由に之が變更を爲し得るものである。

第二節 定款變更の方法

第一 定款變更は株主總會の決議に因る事を要する

一 商法第二百八條は定款は株主總會の決議に因りてのみ之を變更し得る旨を規定してゐる。故に定款の變更を取締役及び監査役等に一任する事は違法である。例へば總會の決議により定款變更を一任せられた取締役及び監査役が支店廢止の定をなすとも其定は無効であるが如き其一例である。

二 定款變更に關する議案の要項は之を株主總會通知狀に記載し、總會二週間前に各株主に對し通知を發する事を要する。尙無記名株券發行の場合には、會日の三週間前に總會を開くべき旨及び定款變更に關する議案を公告する事を要するのである。

第二 定款變更は特別決議の方法に因る事を要する

定款の變更は、總會の特別決議による事を要する。即ち資本の半額以上及び總株主の半數以上に當る株主が出席し且其議決權の過半數を以て決議する事を要するのである。之等の事に付ては第四章株主總會の説明に於て述べたところであるから參照せられたい。

第三 定款變更の登記

定款の變更の結果、登記事項の變更を生じた場合には、取締役は其變更の登記をなす事を要する之を怠つた場合は過料の制裁を受けなければならぬ。

第八章 資本の増加

第一節 總 說

會社が其資本金を増加する事を所謂増資と稱する。本節に於ては之に關する手續の大略を述べ、次に於て之が詳細なる説明をなす事にする。

増資は形式的になされる場合と、名實共になされる所謂實質的になされる場合とがある。形式的増資が行はれる場合は單に資本額の増加を見るのみであつて、會社の財産に關しては何等の増加を來すものでない。形式的増資の行はれる場合は例へば營業の堅實なる大會社が永年積立てた積立金を資本金に振替へる場合に行はれるものである。即ち株主は積立金の分配を受ける代りに、増資による新株式の引受をなし、積立金の分配を受くべき金額を以て第一回拂込金に振當てるのである。此場合には形式上新株式の金額丈の増資を見るのであるが、實際上會社の財産に於ては、何等の増減がないのである。次に實質的増資は會社が事業資金を要する當り、社債募集に依る事が不適當であつて此の方法に依る事を好まぬときに、新資金蒐集方法として行はれる場合と、或は單に會社の負債償却の爲にな

す場合とがある。前者の場合には多くは會社の内容が充實し、會社の將來も洋々たるものであつて、従つて新株式の募集に付ては何等の困難がない許りでなく、寧ろ其割當方法に困る位であつて、時には倍額以上のプレミアムが附く場合がある。それに引換へ後者の場合は、負債を有してゐる會社の事であるから、募集上の困難があり、通常的手段では豫定の新株式の募集を得る事は至難の事であるので所謂優先株なるものを發行し舊株に對し有利なる権利を取得せしめて、其引受をなさしめるのである。通常増資と稱するのは此實質的増資を稱するのである。以下實質的増資に關して述べる事にする。

増資の爲の新株式の募集の實際の例を見るに多くは株主に割當を爲すのが普通である。一面其手續も比較的簡單に取運ぶと謂ふ便宜があり他面株主に新株引受の優先權を認めてゐるのである。若し引受のない分が生じた場合には、其分に對して一般公衆から募集するなり、或は會社の取締役の一人が一旦引受をなし、後日適當な時機に於て事情に依り、失權株主に對し讓渡を爲す方法をとつてゐる。次に株主が新株式の引受をなすものとして其順序を示せば、

一 株主總會に於て増資の決議が可決せられた場合には、新株式の割當は總會終了當時の株主に對し、之を爲す事とし、會社は新株式の割當數を舊株の持株數に應じて按分し、各株主に對して新株割

當の通知を爲し、新株式申込證に依つて申込を爲さしめるのである。申込受付締切に至るも申込のない株主又は割當株數よりも減少して申込を爲した株主があつた場合には、之等の申込のない株式に對しては引受の権利を拋棄したものと看做して取締役個人名義で引受をなすか、或は一般公衆から募集するなり夫々適當な處置をなすのである。次に

二 株式の割當をなし、第一回の拂込をなさしめ、拂込が完了したならば、取締役は遅滞なく報告總會の招集をなす事を要するのである。報告總會に於て、新株式募集に關する事項が承認せられ、總會が無事終了したならば茲に増資に關する一通の手續が済むのであるが、尙次の登記と株券發行の手續を取運ばなければならぬ。

三 報告總會が終了したならば總取締役及び總監査役は總會終了の日から、二週間内に増資の登記申請を爲す事を要する。登記が済んだならば、新株券の發行を爲し、夫々株主に之を交付して茲に全く増資に關する手續の完結を見る事になるのである。

第二節 資本増加の方法

資本増加は左の方法によつて爲されるのである。

第一 株金額の増加に因る方法

株金額を増加する事に依つて資本増加を爲す方法であつて、例へば従來一株五拾圓、總株數十萬株、資本金五百萬圓を一株百圓總株數十萬株資本金壹千萬圓の會社となす方法である。

第二 株式數の増加に因る方法

従來の株式は其儘と爲し置き新に株式の募集を爲す方法であつて、例へば従來一株五拾圓總株數十萬株資本金五百萬圓の會社が新に一株五拾圓株數十萬株の新株式の發行を爲し、五百萬圓を増加して資本金壹千萬圓の會社となす方法である。

第三 株金額を増加すると同時に株式數の増加を爲す方法

例へば壹株五拾圓總株數十萬株資本金五百萬圓の會社が、一方一株百圓に増加し十萬株として壹千萬圓に増加し他方一株百圓の新株式五萬株を發行して五百萬圓を得て資本金壹千五百萬圓の會社となす方法である。

然しながら第一の方法に依る増資は總株主の同意がない以上出來ない事であつて、之によつて株主に負擔を負はしめる事は無効である。(東京地方裁判所大正四年十一月二十日)又第三の方法に依る増資も商法第二百十條の趣旨に反する無効のものである。(民刑局長明治四十一年五月十五日回答)然しながら總株主の同意があれば之に依る事が出

來る事は第一の場合と同一である。

我商法は第二の方法に依りて爲す増資に關する種々の事項を規定してゐる。以下説明するのは此方法に關する事である。

第三節 資本増加の手續

第一 資本増加は株主總會の決議に依る事を要する

資本増加は株主總會の專屬決議事項であるから、取締役、監査役等に一任する事は出來ぬ。必ず總會に於て増資額並に増資の方法其他増資に關する事項を決議する事を要する。増資は資本額に變更を來するのであるから當然に定款變更を來するのであるから之が變更の特別決議を要する(三〇八)。

増資は株金全額の拂込完了後でなければ許されない事は商法第二百十條の明定する所である。故に株金全額拂込前の増資決議は無効である。従つて之に基いて爲したる總べての手續は違法である。

判例 株金拂込前ノ増資決議ノ效力(大審院大正十一年十月十四日判決)

商法第二百十條ニ於テ會社ノ資本ハ株金全額拂込ノ後ニ非サレハ之ヲ増加スルコトヲ得ニ規定シタルハ、専ラ公益上ノ理由ニ基クモノニシテ、同條ハ強行規定ト解スヘキカ故ニ同條ニ違反スル資本

増加ハ法律上當然無効ニシテ未拂込ノ株金存スルニ拘ラス、株金全部拂込済ナル如ク裝ヒ資本増加ノ決議ヲ爲シ増資登記ヲ經テ新株ヲ發行スルモ之等ノ行爲ハ總テ無効ナルモノトス。商法第二百十條ニ於テ會社ノ資本金ハ株金全部拂込ノ後ニ非サレハ之を増加スルコトヲ得スト規定スルコトニヨリテ觀レハ、苟クモ未拂込ノ株金存スル限り、假令其額僅少ナル場合ト雖モ資本増加ヲ許ササル律意ナリト解スヘキモノトス。

資本増加の場合に額面以上の發行を爲すには之に關する規定を定款に定める必要があるかどうかは疑ひの存する所である。商法第二百二十二條第二號は、會社設立の場合に於て額面以上の發行を爲さんとするには、定款に其旨の規定を爲さなければ其效力のない事を定めてゐるけれども、資本増加の際には、之に關する規定を缺くが故である。判例は商法第二百二十二條の規定は、會社設立の場合にのみ適用すべきものであつて、資本増加による新株發行の場合には、之を適用又は準用すべきものでない事を判示してゐる(東京地方裁判所大正六年五月二十三日)

書式 株主總會招集通知書 第四章第一節株主總會通知書を參照せられたい。

第二 株式の申込

資本増加の場合の株式の募集は之を公募に俟つ場合と、各株主に對し新株の割當を爲す場合とがあ

る事は既に述べた所である。何れの場合でも株式申込證に依り之が申込を爲す事を要する。然し現物出資により新株式の引受を爲す場合には其引受は株式申込證に依る事を要しない。各株主に對し株式の引受を爲さしめる場合は、豫め左記現在株主表を作成し之に株主氏名、割當株式數を記入し新株式割當通知書に株式申込證二通を同封して各株主に發送し其旨を現在株主表中の割當通知欄に記入する事にする。之に關しては第二章設立募集の場合の説明を參照せられたる。

現在株主表

(昭和二年 月 日現在)

株主氏名	株數	決定	割當通知		引込		拂込		拂込場所	備考
			月	日	月	日	月	日		

右表中株數とあるのは割當の株數(後日引受あるものとして振當てた株數)を意味し決定とあるは引受確定した事を意味するのである。

次に割當(振當)通知書の例を示すと

書式 新株式割當通知書

拜啓時下愈々御清適奉賀候陳者去四月二十五日開催ノ當社臨時株主總會ニ於ケル資本金増加ニ關スル決議ニ基キ左記新株式貴下へ御割當ノ事ニ相成候間別紙申込證貳通へ夫々記入御調印ノ上五月十日迄ニ當社へ到着致候様御送付被成下度若シ該期日迄ニ申込證御送付無之トキハ御申込ナキモノト認メ當社ニ於テ適宜ノ取計可致候間御了承被下度此段御通知旁得貴意候 敬具

追而 新株式第一回拂込金額ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也其拂込期ハ本年五月貳拾五日ニ有之候間申添候也

昭和貳年四月貳拾五日

日本製油株式會社

取締役社長 渡邊信次郎

株主 佐藤要三殿

一 新株式申込證

新株申込證は取締役之を作成し左の事項を記載する事を要する(三一)

(一) 株式申込證の記載事項

(一) 會社の商號 (二) 増加すべき資本の總額 (三) 資本増加決議の年月日 (四) 第一回拂込の金額

(五) 額面以上の價額を以て株式を發行する場合に於ては其旨 (六) 現物出資に關し決議したる事項 (七) 優先株を發行する場合に於ては、其種類及び其各種の株式の數 (八) 一定の時期迄に資本増加の登記を爲さざるときは株式の申込を取消すことを得ること等である。

次に株式申込證の一例を示すと

書式 新株式申込證

參錢印紙
貼付消印

株式申込證

一、日本製油株式會社新株式

株

(申込證ハ貳通ヲ要ス。豫テ御差出ノ
印鑑票へ御押捺ノ印章御使用ノコト)

右ノ通り貴社新株式引受申度左記事項承認ノ上此段申込候也

昭和二年四月 日

住所

氏

名

日本製油株式會社 御中

記

一、會社ノ商號 日本製油株式會社

一、増加スヘキ資本ノ總額 五百萬圓(此株數拾萬株、壹
株額面金五拾圓)

一、資本増加ノ決議ノ年月日 昭和貳年四月貳拾五日

一、第壹回拂込ノ金額 壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也

一、昭和貳年六月參拾日迄ニ資本増加ノ登記ヲナサ、ル時ハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得 以上

額面以上の株式發行の場合には其旨の記載並に申込證據金を徴する場合、優先株發行の場合には、夫々之が記載をなす事を要する。

二 株式申込の實際取扱

(一) 新株式申込證を受理したならば、其氏名、株數並に印鑑照査の上間違のないものは、前掲現在株主表中申込欄に其月日を記入する事にし尙申込のない株主並に株數減少申込者に對しては夫々照會を爲し其意思を確める事にする。次に其一例を示すと

書式 株式減少株主ニ對スル照會書

拜啓陳者過般當社新株式五拾株也御申込相成候處貴下ニ對スル御割當ノ株數七拾株ニ有之差引殘株ニ對シテハ御引受ノ權利拋棄ト認メ處理可致若シ右殘部ニ對シ御引受御希望ニ候ハハ封中用紙ニヨリ折返シ御申込相成度此段御照會迄得貴意候 謹言

昭和二年四月三十日

日本製油株式會社

株主 佐藤 要 三殿

追而他へ御轉賣ノ場合モ新株申込ハ舊名義人ノ名ニヨルヲ要シ候間申添候也

(二) 實際に於て申込受付締切後に至り或株主から割當新株式の引受方を申出る場合があり、之に對して會社では其事情に依り、株主の申出を容れ一旦取締役が引受した株式中から適當の時機に於て分讓する事が行はれてゐる。而して右の申出株主に對しては次の如き通知書を發してゐるが増資登記前の株式の賣買又は其豫約が無効である事は、言ふ迄もない事であるから(三二七)果して右の取扱方法が適法であるか、どうかは疑ひの存する所である寧ろ違法と解すべきであらう。假令違法でないとしても何等かの理由で問題を惹起する虞れがあるから、斯かる取扱方法は避けた方が得策であると信ずる。拜啓陳者四月二十五日並ニ五月一日付弊信ヲ以テ當社新株式御引受方御通知申上候ニ不拘遂ニ御申

込無之ニ付豫而得貴意候通不得已一般振合ニ依リ處分致候處其後左記ノ通り御引受御希望ノ趣御申越相成候ニ付テハ該株式引受者タル取締役渡邊信次郎氏ヨリ特ニ拂込金額ヲ以テ當期内適當ノ時期ニ貴下へ御分讓致候様同氏ノ内諾ヲ得置候間夫レニテ御異存モ無之候ハハ拂込金(壹株ニ付拾貳圓五拾錢)ニ御拂込當日迄ノ延利(拂込金百圓ニ付日歩四錢)添へ當方へ御送附被下度此段御通知旁得貴意候 敬具

昭和貳年五月拾五日

日本製油株式會社

佐藤 要 三殿

若し一般公衆から株式の募集を爲す場合には設立募集の手續と同一であるから右を参照せられたい

第三 第一回拂込

法文上株式全部の引受確定後でなければ、第一回拂込通知をなす事が出来ない様に考へられるのであるが、必ずしもさうでない。其申込につれ順次に第一回拂込の通知をしてよいのであるから、會社の便宜に依つて、適當の時期に夫々右通知書を發する事は事務の上に頗る便利である。

株金第一回拂込通知書並に拂込金領收證、等は設立募集の場合の説明と略同様であるから再説を省

略する。尙拂込に關する手續整理其他申込證の整理等に關しても、設立募集の説明を参照せられぬ^た。額面以上の株式の發行あつた場合に、額面超過金に對し相殺を主張し得るかどうかは一個の問題である。商法第四百四十四條第二項が株金拂込の義務に付てのみ相殺を禁止してゐる點から觀れば、株式の額面以上の發行の場合には、額面超過金は株金でないから相殺禁止の適用がない様に考へられるのであるが、相殺禁止を規定した立法の趣旨が、會社の資本充實と謂ふ目的に着眼した點から觀れば、同條を類推適用し、株主は額面超過金に對しても相殺を以て會社に對抗する事が出来ないものと解するのが通説である。

第四 報告總會

第一回拂込が完了したときは、取締役は遲滯なく株主總會の招集を要すると同時に株式名義書換停止の手續を爲すのである。次に株主總會招集通知書の例を示すと、

書式 臨時株主總會通知書

拜啓陳者來ル六月拾壹日午後二時東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地工業俱樂部ニ於テ左記事項報告ノ爲メ第二回臨時株主總會相開キ候間御出席被成下度此段御通知申上候 敬具
追而 當日御出席無之候節ハ同封ノ委任狀ニ御調印ノ上御回付被下度申添候

昭和貳年五月貳拾六日

日本製油株式會社

取締役 渡邊 信次 郎

株主各位

(一) 新株ノ募集ニ關スル事項 以上

一 取締役の新株募集に關する經過報告

報告總會に於ては、取締役は商法第二百十三條の規定に従ひ、新株の募集に關する事項を報告せなければならぬ。

二 監査役の商法第二百十四條規定事項の調査報告

監査役は(一)新株總數の引受があつたかどうか(二)各株式に付き商法第二百二十九條の拂込があつたかどうかを調査し其結果を報告する事を要する。尙總會は調査の必要に依つては検査役を選任して調査報告せしめる事も出来る。報告總會の權限は單に新株募集に關する調査を爲すに止まり、増資廢止の決議又は減資の決議を爲す事は其權限外であると解せられてゐる。従つて新株の募集が豫期に反し其拂込が増資額に達しない場合であつても之を拂込額に減資する様な決議は無効である。其他報告總

會に於て爲す事項は創立總會に於けると大同小異であるから右を参照せられたい。

總會が無事に終了したときは、左の通知狀を各株主に發するのが普通である。

書式 株主總會報告通知書

拜啓豫而御通知申上置候通り本日開催ノ臨時總會ニ於テ増資新株式拾萬株ノ引受並ニ第一回拂込株
金總額百貳拾五萬圓也(壹株ニ付金拾貳圓五拾錢)ノ拂込完了シタル旨ノ取締役監査役ノ報告ヲ承
認相成候間此段御報告申上候 敬具

昭和貳年六月拾壹日

日本製油株式會社

株主各位

第五 資本増加の登記

株主總會が終了したならば、總取締役、總監査役は、總會終了の日から二週間に所轄區裁判所に
對し、資本増加の登記申請を爲す事を要する。登記事項並に其添付書類は左の通りである(二七非
一八九)

一 登記事項

- (一) 増加したる資本の總額
- (二) 資本増加の決議の年月日
- (三) 各株に付き拂込みたる株金額
- (四) 優先

株を發行したるときは其種類及び其各種の株式の數

二 添付書類

(一) 資本増加に關する株主總會決議錄 總會決議錄は資本増加に關する總會決議錄と報告總會の決
議錄との二通の添付を要し、申請の際には原本を登記官吏に提出して寫が原本と相違なき旨を確めた
後原本を返して貰ふのである。

(二) 株式申込證、並に株式の引受を證する書面 株式の引受を證する書面として提出するのである
が設立登記の説明に於て述べたるが如く申込證は株數別に整理するのが便利である。現物出資者ある
場合には株式引受を證する書面の添付を要する。

(三) 商法第二百十四條の事項の調査報告及び其附屬書類

- (1) 監査役の調査報告書 申請の際には調査報告書の原本提出を要する。
- (2) 拂込を證する書面 設立登記の説明を参照せられたい。

次に資本増加の登記申請の例を掲げる事にする。

書式 株式會社資本増加ニ付登記申請

一、商 號 日本製油株式會社

一、本店 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

一、登記ノ目的 資本増加ノ登記

一、登記ノ事由 株主總會ニ於テ資本金五百萬圓ヲ増加スル事ヲ決議シ株式ヲ募集シ第一回ノ拂込

ヲ完了シタルニ付昭和貳年六月拾壹日ノ株主總會ニ於テ監査役ハ商法第二百十四條

ニ規定セル事項ヲ調査シ之カ報告ヲナシタルニヨリ登記スル事項左ノ如シ

増加資本ノ金額 五百萬圓

資本増加決議ノ年月日 昭和貳年四月參拾日

各新株ニ付拂込ミタル株金額 金拾貳圓五拾錢

(優先株ノ種類及其株數)………(優先株發行ノ場合ニ限ル)

一、課稅標準價格 金百貳拾五萬圓

一、登録稅 金六千貳百五拾圓

一、添付書類

株主總會ノ決議錄

株式申込證

貳通

六冊

株式引受ヲ證スル書面

壹通

商法第二百十四條ノ事項調査報告及附屬書類

一括

委任狀

壹通

右申請候也

昭和貳年六月拾貳日

申請人

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

日本製油株式會社

東京市麴町區隼町貳番地

取締役 渡邊 信次郎

東京市神田區小川町七番地

取締役 藤澤 武七

東京市小石川區竹早町參番地

取締役 松村 繁二

東京市本所區龜澤町壹丁目貳番地
 監查役 野 村 信 行
 東京市神田區淡路町貳丁目壹番地
 監查役 西 村 藤 也
 東京市四谷區花園町七拾五番地
 右代理人 木 村 一 部 ㊦

東京區裁判所 御中

書式 株主總會決議錄

- 一、時日 昭和貳年六月拾壹日午後二時開會同三時終了
- 一、場所 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地工業俱樂部內
- 一、出席株主員數及權利箇數
 總株主數千五百七十二人總權利箇數二十萬箇ノ内出席株主八百九十五人此權利箇數十四萬五千
 百六十六箇(其内本人出席株主二百二十人此權利箇數十二萬二千七百六十六箇、委任狀出席株
 主七百八十五人此權利箇數二萬二千四百箇)

一、議長 取締役社長 渡邊信次郎

一、議事

- (一) 新株募集ニ關スル事項 取締役藤澤武七氏ヨリ昭和貳年參月拾五日開催ノ第一回臨時株主
 總會ニ於ケル資本増加ノ決議ニ基ク新株募集ノ經過ニ關シ事實ノ報告アリ
- (二) 商法第二百十四條規定ノ調査報告 監查役野村信行氏ヨリ商法第二百十四條ノ事項ニ付別
 紙ノ通り調査報告アリ、株主總會ハ異議ナク右報告ヲ承認シタリ

右ノ通りニ候也

昭和貳年六月拾壹日

日本製油株式會社第二回臨時株主總會
 議長取締役社長 渡 邊 信 次 郎 ㊦
 出席株主 中 村 一 郎 ㊦
 出席株主 加 藤 次 郎 ㊦

書式 増資新株式ノ引受並ニ拂込ニ關スル調査報告書

商法第二百十四條ニ依リ増資新株式ノ引受並ニ拂込ニ關シ會社帳簿及ヒ書類ニ付左ノ事項ヲ調査シ

茲ニ報告候也

- 一、新株式總數十萬株ニ對シ引受アリタリ
 - 一、各新株式ニ對シ第一回拂込(壹株ニ付金拾貳圓五拾錢合計金百貳拾五萬圓)アリタリ
- 以上
- 昭和貳年六月拾壹日

日本製油株式會社

監査役 野村 信行 印
 監査役 西村 藤也 印

書式 委任狀

拙者共儀 ヲ代理人ト定メ左ノ權限ヲ委任ス

- 一、當會社ハ資本金五百萬圓ヲ増加シタルニ付其登記ヲ所轄區裁判所ニ申請ヲナスノ件並ニ之ニ關スル一切ノ權限

右委任狀仍而如件

昭和貳年月 日

日本製油株式會社

取締役	渡邊 信次郎 印
取締役	藤澤 武七 印
取締役	松村 繁二 印
監査役	野村 信行 印
監査役	西村 藤也 印

拂込を證する書面に付ては第二章第五節募集設立登記の説明を参照せられたい。

第六 新株券の發行交付

資本増加の登記が済んだならば、早速新株券發行に取掛るのである。新株券に記載すべき事項は、商法第百四十八條の規定事項の外 (一) 本店所在地に於て資本増加の登記を爲したる年月日 (二) 優先株發行の場合には其株主の權利を株券に記載することを要する (三)

其他株券の發行があつたときは之に關する事項を株主名簿に記載する事を要する。株券發行に關しては第二章第六節株券發行手續の説明を参照せられたい。

第四節 資本増加の性質並に效力發生時期

第一 資本増加の法律上の性質

資本増加の法律上の性質に付ては、學者間に説の岐れる所であつて、或は資本増加は會社の一部設立であるとの説もあるが、多數説は會社の定款變更の一場合に過ぎないものであると解してゐる。

第二 資本増加の效力發生時期

資本増加の效力發生時期に關しても資本増加の性質と同様學者間に議論の岐れる所である。

一 引受確定説

資本増加の決議があつたばかりでは未だ資本の増加ありと観る事が出来ないのであるが、株式の引受が確定し拂込義務者が生じた時は、茲に株式が實在するに至るのであるから、其時を以て資本増加の效力が發生するものである。

二 株主總會終結説

資本の増加は増資總會の終結に因りて完成する。資本の増加は資本増加決議の時でもなければ又其決議を遂行した時でもない、其時は増資總會の終結の時である。

前説が多數説である。

第五節 優先株**第一 優先株の意義**

會社が資本増加を爲すに際し、新株の引受人が少く募集困難と觀られた場合に、特種の株式に限り利益の配當又は殘餘財産の分配等に關し他の株式よりも有利な條件を附して募集する事がある。斯かる株式を優先株と稱する。優先株の優先權は、財産的利益に限られるものであつて、決議權に於て有利なる地位を與へ、或は會社の事業に參與する權利に於て他の株主よりも特權を認める事は出來ぬ。

次に學者の説明する優先株と普通株、並に社債及び特別利益との差異を示すと

一 優先株と普通株との差異

利益配當に關し有利なる條件を有する優先株は普通株に比し利益の配當を受ける事に付いて數種の方法がある。例へば通常株に先つて一割の配當を受け殘餘の利益に付又通常の株と同一の率を以て配當を受ける事もあれば、或は總株主に一定の配當をした後に、殘餘の利益に付て配當を受ける事もあつる。或は一事業年度に於て一定の利益配當が受けられなかつた場合は、次年度に於ける利益から之を

補充せしめる方法もある。

残余財産の分配に関する優先株は先に優先株に對し一定の分配を爲し、残余あるときに、普通株に分配する方法、或は優先株に一定の分配を爲し、尙残余あるときは總株式に平等に分配する方法もある。即ち優先株は普通株に比し利益を受ける金額に於て、或は其受ける時期の前後に關して、有利なる條件を有するものである。

二 優先株と社債との差異

優先株は普通株に對して、優先的利益を有するのみであつて其株式の性質に至つては普通株と何等異なる所がない。即ち前者は會社の株主であり、後者は會社の債權者に過ぎない。

三 優先株と特別利益との差異

優先株は發起人が有する特別利益とも異つてゐる。即ち特別利益は發起人其人に與へられた利益であつて發起人たる地位を離れて存在する事は出來ぬ。然るに優先的利益は株式に與へられた財産上の利益であつて、其株主の何人たるかは敢へて問ふ所でない。従つて前者は株式の譲渡によつて譲受人は發起人の有する特別利益を承継する事が出來ないのであるが、後者の場合の譲受人は優先的權利を承継する事が出來るのである。

第二 優先株發行の要件

一 優先株の發行は資本増加の場合に限る

優先株の發行は、資本増加の場合に限られるものである。新株募集の必要ある場合に於て、之が募集を公衆に求めたいのであるが、會社の成績がおもはしくない爲めに、募集をしても額面で引受ける者がなく、さりとて額面以下の發行は法律が之を禁じてゐるので、どうしても應募者を誘引するには従來の株式に對し、有利なる條件を附するか或は他に適當な方法を求める必要がある。之れ即ち優先株發行を認めた所以である。

然しながら會社設立の際に之を認めないのは、却つて投機を獎勵する事となり、種々の弊害を生ずるからである。

二 優先株の發行は株主總會の特別決議を要する

優先株を發行する事は重大な事項であるからである。

三 優先株の發行は定款に記載する事を要する

優先株發行の場合には其旨を定款に記載しなければ其効力がない。次に優先株發行の定款記載例を示せば

「株式總數ヲ三十萬株トシ一株ノ金額ヲ五拾圓トス

前項株式總數ノ中拾五萬株ヲ優先株トシ各計算期ニ於テ年一割五歩ノ利益配當ヲナシ、其剩金額ヲ以テ普通株ニ配當スルモノトス、而シテ普通株ニ配當スヘキ利益年一割二歩ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テハ優先株ト普通株トニ對シ平等ノ割合ヲ以テ配當ヲナスモノトス」

第三 優先株主總會

會社が優先株を發行した場合に定款の變更が優先株主に對し損害を及ぼす場合には、普通株主總會の外に優先株主總會の決議を要する(二二三)。

此總會は定款の變更が優先株主に損害を及ぼす場合に限られるものである。例へば利益配當の率を引下げるとか、或は從來の方法を變更する等の場合である。數種の優先株を發行した場合には定款變更の爲に蒙る損害が其中の一種のみに及ぶ場合は其一種の優先株主總會を必要とし、全部に及ぼす場合であつても、各優先株に關する定款の規定が條件を異にし別々である場合には、各種の優先株主總會を要するものと解せられてゐる。優先株主總會招集の手續に付ては、株主總會招集に關する規定を準用することになつてゐる。

第九章 資本減少

第一節 總說

資本減少は俗に減資と稱する。減資は種々の理由に依つて行はれるのであるが、大別次の二となす事が出来る。一、會社の資本が多額であつて、營業上其全部の運用を必要としない場合二、缺損填補をなす場合。即ち資本に缺損を生じ之が填補を爲すには幾年かを要し、斯かる状態を將來に持續したときには、株主に對し利益の配當を爲す事が出来ないのみならず、遂に會社の信用を失墜し憂ふべき結果を生ずる虞れあるとき、若し資本の縮少を斷行し、營業方針を堅實に行ふに於ては、着々と事業の成績を挙げ一、二年の後には相當の利益を收め得る見込のある場合に、資本減少を行つて從來の缺損を填補せんとするときに行はれるのである。前者の例を示せば資本金一千萬圓の會社が其設立當時に於ては、周圍の事情上會社の目的とする事業の爲めに、一千萬圓の資本金を要する計畫で設立されたのであつたが、實際に事業に着手してみると資本金の三分の二の範圍内で充分である場合に資本額を其儘にするよりも、寧ろ必要の程度に減じた方が總へてに於て有利である場合に之を

減資するが如き其一例である。後者の場合は上例に於て資本金一千萬圓の會社が事業經營の經驗に乏しかつた爲め或は經濟界の激變に禍された爲めに、會社の財産が半分に減少したけれども、資本を減少して現存財産の五百萬圓程度と爲し、事業の經營をすれば何割かの利益配當を行ふ見込が立つが、若し資本金を依然一千萬圓と爲すならば、假令利益を擧げ得るにしても、結局資本金の缺損填補に追はれるのみで、到底利益配當などは思ひもよらないと謂ふ場合に減資を爲すが如き其一例である。

一の場合の減資は拂込の拂戻、又は未拂込の免除を爲す様な方法に依つて行はれ、しかも實質的に會社の資本が減少するのであるから之を實質的減資と稱し、二の場合には減少せられる分は結局株主の損失に歸し、會社の財産には何等の異動を生じないのであるから之を形式的減資と稱する。

資本減少の方法に付ては、商法第二百二十條に之に關する規定を設けてゐる。即ち資本減少をなすには、一、株主總會の決議に因る事を要し且つ二、總會に於て資本減少の決議と、同時に減少方法の決議をなすことを要する。然して資本減少の方法は又次の三つの場合がある。(イ) 株金額を減少する方法、例へば一株百圓を一株五十圓に減少するが如き其一例である。(ロ) 株式數を減少する方法、例へば五十圓四株を五十圓三株に或るは百圓五株を百圓三株に減少するが如き其一例である。(ハ) 株金と

株式數の減少を同時に行ふ方法、例へば一株百圓六十萬株を一株五十圓三十萬株とし、資本額を四分の一に減少するが如き其一例である。以上の三方法中何れの方法に依るも差支へない。

株主總會に於て資本減少並に減少方法の決議が極つたならば、會社は財産目録、貸借對照表を作り、會社債權者に之を閲覽せしめ、尙一定の期間内に異議あらば申出づべき旨の公告をなし、其上知れたる範圍内の債權者に對しては右の旨の催告狀を發するのである。會社が以上の手續をなす事を怠り、又は手續上に缺點があつた場合には、債權者に減資を對抗する事が出来ぬ。

株式の併合を爲す方法による場合には、會社は各株主に對し、三ヶ月以上の期間を定めて、其期間内に株券を會社に提供すべき旨及び右期間内に株券の提供ない場合には株主の權利を失ふべき旨の通知をなし、同時に其通知事項を公告する事を要する。若し無記名式株券を發行した場合には通知の方法がないのであるから單に右の公告のみなせばよいのである。會社が以上の手續を踐んでも尙且株主が株券の提供を爲さなかつた場合、又は併合に不適當の株券を株主が提供した場合には、何れも其株主に付ては權利を失ふのである。

株主が權利を失つたときは、會社は遲滞なく其株主の氏名、住所、及び株券の番號を公告する事を要するのであるが、無記名式株券の場合には、單に株券の番號のみを公告すればよい。

失權株式は一時會社の所有に歸するのであるが、會社は後日新に發行した株式を競賣に附し、其代金を株數に應じて従前の株主に分配するのである。

以上の如く株式の處分、其他減資に關する手續が終つたときに始めて資本減少の効力が生ずるのである。

資本減少の手續が完了したときは、其日から二週間に總取締役、總監査役は資本減少の登記の申請を所轄區裁判所になさなければならぬ。登記が済んだならば、新株券の發行をなし各株主に交付するのである。

以上資本減少の大略を述べたのであるが、次節に於て其詳細の説明をなす事にする。

第二節 資本減少の方法

資本減少には次の三方法がある事は既に第一節に於て述べたところである。

第一 株金額の減少に因る方法

株金額減少の方法は又次の三場合がある。

一 株金拂込の免除に因る方法

此方法は未だ資本の全額拂込がない場合に、未拂込の分を免除し、拂込んだ丈に資本を減少するやり方である。例へば一株百圓株數六萬株、資本金六百萬圓の會社に於て、五十圓未拂込がある場合に未拂込の五十圓の拂込義務を免除して、一株五十圓、株數六萬株、資本金三百萬圓の會社となす如き其一例である。

二 株金拂戻に因る方法

拂戻と謂ふのは、株主が既に會社に拂込んだ金額の一部を返還する事を謂ふのである。通常株金の拂戻は法律上認められぬ事であるが、資本減少の場合に限り之を許されてゐる。然しながら拂込額は其株金額の四分の一以下と爲す事は出來ないのであるから、拂戻は之に抵觸しない範圍内に於て行はれなければならぬ。例へば一株百圓、株數六萬株資本金六百萬圓の全額拂込會社に於て、一株五十圓の拂戻をして、一株五十圓、株數六萬株、資本三百萬圓の會社と爲すが如き、或は一株百圓、株數六萬株資本金六百萬圓五十圓拂込の會社に於て、未拂込二十五圓を免除し、既拂込五十圓の中から二十五圓を拂戻して二十五圓拂込、二十五圓未拂込の五十圓株となし、株數六萬株、資本金三百萬圓の會社と爲すが如く免除と拂戻とを同時に行つてもよい。

三 株金の切捨に因る方法

會社財産が資本額以下の場合に於て、資本額の一部を株主の損失に歸せしめ資本を減少する方法である。例へば一株百圓、株數六萬株、資本金六百萬圓、現存財産三百萬圓、全額拂込の會社に於て、五十圓を切捨て一株五十圓株數六萬株、資本金三百萬圓の會社となす等である。或は拂戻と切捨てを同時に行つてもよい。上例に於て二十五圓は切捨て、二十五圓は拂戻して株數は従前通り六萬株と爲し資本金を三百萬圓にする方法をとつてもよい。

然しながら一旦拂込んだ株金額を切捨て之を未拂込となす様な事は、假令總會の決議があつても出来ない事である。例へば上例に於て百圓全額拂込株を二十五圓は切捨て、拂込がなかつた事にして一株百圓、株數六萬株、資本金六百萬圓となし、一株七十五圓拂込株と爲す様な事は出来ない。五十圓拂込株を二十圓に減少する事が出来るかどうかは疑ひ存する所である。會社設立の場合に於て、一時に全額拂込を爲し得る事は明文の存するところであるが、一旦五十圓と定めて拂込んだ後に、之を減少して二十圓株と爲す事は資本減少の場合にはかゝる規定がないからである。或は減資の場合に於て株金額の減少を爲すには、其金額は五十圓を下る事は出来ぬ。一株の最少金額は五十圓を限度と爲すのが原則であつて會社設立の場合に一時拂込に限り、二十圓に下す事が出来る事は變例を認めたのである。此變例は資本減少の場合には、之を認める事が出来ないものであると消極に解する説もある

が司法民刑局長の回答に依れば、商法施行前に設立した、株式會社が商法施行後株主總會に於て、資本減少の決議を爲し、同時に其減少方法として五十圓拂込済株式の金額を変更して、二十圓株式と爲す事は法律に牴觸するものでないと之を積極に解してゐる。

第二 株式數の減少に因る方法

此方法は株金額を其儘となし、株式の數を減少するのである。例へば一株百圓、株數六萬株、資本金六百萬圓を一株百圓、株數、三萬株、資本金三百萬圓の會社となす方法である。株式の數を減少するに次の二方法がある。

一 株式の併合に因る減少

株式の併合と稱するのは、百圓株、二株と合併して百圓一株と爲し、或は百圓株三株を合併して百圓一株となす等の如き其一例である。

二 株式の消却に因る減少

株式の消却と謂ふのは、拂込金を拂戻して株式を消滅せしめ、株主の一部を會社から脱退せしめる方法である。例へば一株百圓、株數六萬株、資本金六百萬圓の全額拂込の會社に於て、一部株主に二百萬圓を拂戻して二萬株を消滅せしめ、一株百圓、株數四萬株、資本金四百萬圓の會社と爲す等であ

る。學者間に於て問題とせられるのは、株主に配當すべき利益を以て株式の消却をなす場合に、資本の減少を來すや否やである。之に關しては未だ學者間に定説がない(註)。

第三 株金額及び株式数の減少に因る方法

此場合は第一第二の方法を併用したやり方である。例へば上例に於て一株百圓、株數六萬株、資本全六百萬圓を一株五十圓、株數三萬株、資本金百五十萬圓の會社と爲すが如き其一例である。

以上述べた方法中何れの方法をとるのも會社の自由であるが要するに會社の内容及び將來の營業方針、其他の事情に鑑み適當の方法によるべきである。

(註) 利益を以て爲す株式の消却が、資本減少を生ずるやに關しては、學者間議論の存する所である。次に諸説を掲げる事にす

る。

一、資本減少を生ずとの説 此説に依れば、利益を以て株式の消却を行った場合には、當然消却せられた株式だけの資本が減少するものである。何んとなれば資本額は株式の金額の總額であるから、株式が消却によつて消滅した場合には、其株式の金額に相當する資本の減少を來す事は理の當然であると論じてゐる。然しながら、此説に對しては次の批難がある。此説は資本確定の原則と相容れないものであつて、到底是認する事が出来ない。例へば或株式會社に於て、其資本金百萬圓或配當期に於て純財産百二十萬圓を有すと假定し、其株主に配當すべき金額即ち二十萬圓を以て、株式を消却したりとせば、資本減少説に依れば其消却後に於ける會社の資本金は八十萬圓に減少し、其純財産は百萬圓となるのである。然るに此計算の元に於ては、株主に配當すべき利

益は亦同じく二十萬圓あるが故に、更に次期配當期に於て二十萬圓の株式消却が出来るのである。斯くの如く會社の財産に一厘の増減なきに拘らず、數配當期に至り、引續き數回の消却を繰返し行ふ事に依つて、會社は其資本金を失ひ、自滅する事になる。是れ明かに株式會社に於ける資本確定の原則を無視するものである。と

二、消却せられたる株式の金額と資本の減少となるも而かも其額とは別に一種の法定準備金として之を積立つべしとの説 此見解によれば、上例に於て二十萬圓を以て株式を消却した時は、百萬圓の資本は依然八十萬圓に減少し、而も純財産は尙百萬圓であるが、消却株式の金額二十萬圓は準備金として右百萬圓の中から、之を控除すべきものであると論じてゐる。此説に對しては次の批難がある。斯くの如き法定準備金より一層強力なる積立をなすと謂ふ事は、法の明文を俟たなければならぬ。然るに斯くの如き準備金の積立を命じた法典上の根據がないのであるから、到底此説を首肯する事は出来ぬ。と

三、資本の減少を生ぜずとなす説 此説は利益を以て爲す株式の消却は、資本の減少を生じないものであるとなすのであるが、此説に對する批難は會社の資本は之を株式に分割せられる事を要するのであるから、株式に分割せられない資本の存在は之を想像する事が出来ぬ。然るに株式の消却があつても、尙且資本の減少を來さないと謂ふ事は、明に右の原則に反するものであると、然しながら商法第百四十三條が絶対の規定であつて、之が例外を全然認めざる餘地のないものとすれば、本説を主張する事が出来ないのであるが、株式會社の資本が株式に分割されない事は株式引受の欠缺、又は其の取消の場合に於ても生ずる所であつて、同條を以て絶対の原則なりと解する事は誤りである。従つて本問の場合、亦之が例外を爲すものと解するも、何の支障のないのである。殊に非訟事件手続法が資本減少の登記手續を定めるに當り、所謂、資本減少の手續に準據した場合のみを規定し(同法一)利益に依る株式消却に基く資本減少の登記手續を何等規定してない點から推測するも、法が此場合に資本減少を認めなかつたものと解する事が出来るると本説に對する批難に酬ひてゐる。右諸説を掲げて讀者の参考に供するだけに留めておく。

第三節 資本減少の手續

第一 株主總會定款變更の決議を要する

資本減少は株主總會の決議による事を要し、而も定款變更の決議を要する。資本減少は定款の變更を伴ふものであつて、其變更には特別決議を要する事は増資の場合と同様である。總會に於ける、資本減少の決議に於ては其方法の決議を同時になす事を要する。例へば

一 資本減少の上損失の一部を填補する件

資本金六千萬圓の内、其四分の一を減じ、既拂込額壹千參百參萬五千圓を切棄て、之を損失補填に充當すること。右減資の方法は舊株、新株、別々に各四株を併合して三株とし、併合後の株式に對する拂込額は、併合前の拂込額即ち舊株の拂込額百圓、新株の拂込額七拾五圓となす方法に依ること。其他の處置に付ては商法の規定に従ひ、商法に規定なき事項に付ては取締役に一任すること。

二 定款變更の件

左の通り定款を變更する事

(一) 定款第十條を左記の通り改む

「當會社の資本金は四千五百萬圓とし、之を四十五萬株に分ち各株式の金額を百圓とす」となすが如き其一例である。

次に株主總會通知書の一例を示すと。

書式 株主總會通知書

拜啓來ル五月壹日東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地工業俱樂部ニ於テ第七回定時株主總會（又ハ臨時株主總會）相開キ左記事項御決議相願度候間同日午後一時御來會被成下度此段御通知申上候 敬具
追而 當總會ノ決議事項中定款ノ變更ハ特別決議ヲ要スル次第ニ有之候間當日御出席難相成候節ハ別紙委任狀用紙ニ御記名御調印ノ上御送付被成度特ニ御依頼申上候

昭和貳年四月拾六日

帝國工業株式會社

取締役社長 野 山 一 太

殿

記

一、昭和貳年上半期財産目錄、貸借對照表、營業報告書、及損益計算書承認ノ件

損益計算左ノ如シ

一金四千參百貳萬九千五百參拾四圓貳拾貳錢	當期	總益金
一金六千九百五拾貳萬貳千七百參拾壹圓參拾貳錢	當期	總損金
一金四拾七萬八千六百六拾壹圓九錢	前期	繰越金
差引	當期	純損金
金貳千六百壹萬四千五百參拾六圓壹錢		

右後期へ繰越ス

一、積立金中ヨリ損失ノ一部ヲ填補スル件

前項繰越缺損金ノ内金壹千貳百參拾四萬圓ハ左ノ通り積立金ヲ以テ填補スルコト

缺損補填準備金 壹千五拾七萬圓

特別積立金 百七拾七萬圓

一、資本減少ノ上損失ノ一部ヲ填補スル件

資本金六千萬圓ノ内其四分ノ一ヲ減シ既拂込額壹千參百拾貳萬五千圓ヲ切棄テ之ヲ損失補填ニ充當スルコト

右減資ノ方法ハ舊株新株別々ニ各四株ヲ併合シテ三株トシ併合後ノ株式ニ對スル拂込額ハ併合前

ノ拂込額即チ舊株ノ拂込額百圓新株ノ拂込額七拾五圓トスル方法ニ依ルコト

其他ノ處置ニ付テハ商法ノ規定ニ從ヒ、商法ニ規定ナキ事項ニ付テハ取締役ニ一任スルコト

一、定款變更ノ件

左記ノ通り定款ヲ變更スルコト

(一) 定款第十條ヲ左ノ通り改ム

當會社ノ資本金ハ四千五百萬圓トシ之ヲ四拾五萬株ニ分チ各株式ノ金額ヲ百圓トス 以上

總會が無事終了したときは左記の總會終了通知狀を發する。

書式 株主總會終了通知書

拜啓豫而御通知申上候通本日工業俱樂部ニ於テ第七回定時株主總會相開キ左記ノ件付議致候處總テ原案ノ通可決致候此段御通知申上候也

昭和貳年五月壹日

帝國工業株式會社

記

- 一、昭和貳年上半期財産目錄、貸借對照表、營業報告書及損益計算書、承認ノ件
- 一、積立金中ヨリ損失ノ一部ヲ填補スル件
- 一、資本減少ノ上損失ノ一部ヲ填補スル件
- 一、定款變更ノ件 以上

一 商法第二百二十條の資本減少方法の意義

商法第二百二十條第一項に所得資本減少の方法と謂ふのは、常に株金額の減少又は株式消却の如き事項を指すばかりでなく、資本を以て株式を消却する場合に於ては、如何にして其消却が實行せらるべきかの方法を指すものである。故に例へば資本減少の決議に於て、消却に付ては單に大澤徹二外三十四人の株式三萬株を消却すと決議せるのみで、其他、其消却が如何にして實行せらるべきものであるかに付いて不明で、あるときは、斯る決議は減資決議として不完全であつて、當然無効である

(東京地方裁判所大)
正十年十月十九日。

二 取締役が任意に減少株を決する事を得る旨を定めたる株主總會決議の效力

(一) 株式會社の株主は其持株の多少に論なく、株主としての法律上の地位は、各株主皆平等でなくてはならぬ事は會社の本質上當然の事であつて、法律が特に其例外を認めた場合(二六二)の外は多

數決によらうが、絶対に平等の原則を破る事を許されないのである。之に反する決議又は定款の規定は當然に無効と謂はなければならぬ。

資本減少の決議に於て其減少せらるべき株が取締役の自由裁量に依つて決せらるべきものとなした場合は、甲株主は其持株の全部を失ふことあるべく、乙株主は一株だに失はない事があらうし、會社の事業が將來倍々發展の見込がある場合には、甲株主には不利で、乙株主には有利であり、其事業が悲觀の状態にある場合は、甲は損失を免れ、乙は不利を蒙る事となる。即ち株主たる地位の存否及び其損益が一に取締役の自由裁量を以て左右せられるが如きは、假令取締役に毫末の私心なしとするも、株主平等の本質を害し、又會社の事業が平調であつて、資本と財産とが適不足なく、株主たる地位の存在が財産上の利害に影響なき場合であつても、取締役は自己と意氣投合せる株主のみ残り、然らざる株主を驅逐の手段に供し得べく、或は又定款を以て十一株以上を有する株主の議決権の、箇數を得やうとして、大株主を少數ならしめ、小株主數を多數ならしめる事が出来る。斯くの如く取締役が平等に株式の指定をなす事は、極めて困難の事で取締役の自由裁量に一任する事は、株主平等の待遇を破壊するのであるから、如斯決議は無効である(名古屋控訴院大正十一年五月三十日同一事件に對する同趣旨判例大審院大正十一年十月十二日)

(二) 株主總會の決議に依り會社繰越損失填補の爲め一萬二千株を一般株主から任意の無償提供を受

け、之に相當する資本金を減少する事とし、若し無償提供申込株數右一萬二千株以上に達した時には、按分を以て公平に消却株數を決定すべき事を決議した場合の效力に關しては、判例は之を積極に解してゐる。其判旨に曰く一般株主に對し株式の任意無償提供に付き平等の機會を與へ、且無償擔保株數を超過するときは、消却株數に付き按分に依る決定は公平であつて、株主に不公平なる差別ないばかりでなく、又決議方法の指定としても何等缺くる所がない(東京地方裁判所大正十二年六月八日)。

第二 債權者保護の手續を爲す事を要する

一 財産目録及び貸借對照表の作成

會社が資本減少の決議を爲した場合には、決議の遂行方法として、決議の日から二週間内に財産目録、貸借對照表を作成する事を要する。蓋し資本の減少は會社債權者の唯一の擔保を減少し、其利益を害する虞があるので之に依つて適當な策を講ぜしめんが爲である。

二 債權者に對する公告及び催告を爲す事を要する

會社は一方財産目録並に貸借對照表の作成を爲すと同時に、他方會社債權者に對し、二ヶ月以上の一定の期間を定めて、異議あらば右期間内に申出を爲すべき旨の公告を爲し、且知れたる債權者に對しては各別に之を催告し、異議申出の機會を與へ、若し右の期間内に異議の申出があつたならば、其

者に對し辨濟を爲すか又は相當の擔保を提供せなければならぬ。之に反して減資を爲したときは、異議を述べた債權者に對しては資本減少を對抗する事が出來ぬ(三三)。

次に債權者に對する催告書と公告の書式を示すと

書式 債權者ニ對スル催告書

拜啓益々御隆昌ノ段奉賀候陳者今般當會社第七回定時株主總會ニ於テ株式ヲ併合シテ資本ノ四分ノ一ヲ減少致候事ニ決議致候ニ付テハ、右ニ付萬一御異議有之候ハ、來ル八月拾五日迄ニ其旨當社迄御申出相成度商法第二百二十條第二項及ビ第七十八條第二項ノ規定ニ依リ此段申進候也

昭和貳年五月貳日

帝國工業株式會社

取締役社長 野 山 一 太 ㊦

債權者 伊東信吉殿

書式 資本減少ニ付公告

今般當會社第七回定時株主總會ニ於テ株式ヲ併合シ資本ノ四分ノ一ヲ減少ノコトニ決議致候ニ付テハ當會社ニ對スル債權者ニシテ右ニ對シ御異議有之候向ハ來ル八月拾五日迄ニ其旨御申出相成度此

段公告候也

昭和貳年五月貳日

帝國工業株式會社

(一) 右公告の方法に付ては從來大審院は所轄裁判所が之を掲載せしむべきものとして、豫め選定した總ての公告新聞紙に之をなす事を要するものであるとの見解をとつてゐたが、最近の判例に於て、定款に豫め一定したる公告方法に依るものである事を判示してゐる。

判例 資本減少ト公告(大審院大正十二年十二月十九日判決)

商法第二百十條ニ於テ株式會社カ公告ヲナス方法ヲ定款中ニ記載スルコトヲ要スト規定シタルハ、其方法ヲ一定シ利害關係人ヲシテ會社ノ公告事項ヲ知ルノ便宜ヲ得セシムルノ精神ニシテ、株式會社カ法律ノ規定ニ依リ公告スヘキ場合ハ、總テ定款ニ於テ豫メ一定シタル方法ニヨラシムルノ法意ナリトス。株式會社カ資本減少ノ場合ハ、商法第二百二十條第二項、第七十八條第二項同施行法第三十三條ニヨリ裁判所ノ爲スヘキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ公告ヲナスヲ要スル如シト雖モ、右施行法第三十三條ハ會社ニ於テ、公告方法ヲ定メサル場合ノ規定ニシテ其方法ヲ豫メ定ムル株式會社ノ公告ニ付テハ之カ適用ナキモノトス。

右の公告及び催告に對し、期間内に異議の申出がなかつたときは、免除及び切捨の場合には、株券の交換、若くは訂正をなし、拂戻に依る減資の場合には、決議に基く金錢の返還をなし又株式消却の場合には、株式を買收し、併合を行ふ場合には株券の提供をなさしめ、新株券の交附を爲すのである。

次に資本減少に對する債權者からの異議申立の一例を示すと

書式 資本減少ニ付異議申立書

拜啓陳者去ル五月壹日開催ノ貴社第七回定時株主總會ニ於テ、株式ヲ併合シ資本ノ四分ノ一ヲ減少ノコトニ決議致候趣ニ候ヘ共右資本減少ニ付テハ異議有之候ニ付拙者ノ債權ニ對シテハ辨濟相成度商法ノ規定ニ依リ異議申述候也

昭和貳年五月參拾日

東京市小石川區表町五番地

債權者 河 村 一 郎 印

帝國工業株式會社

取締役社長 野 山 一 太 殿

右に對し會社に於ては辨濟をなすか相當の擔保を供する事を要するのであるが、會社が現金若しくは之に相當する、有價證券の供託をなし、供託局から供託あつた旨の通知を債權者に對してなした時は、法律上辨濟の效力を生ずるのである。尙會社は異議申出の債權者に對し、何々供託局に債權額の現金若しくは之に相當する證券を供託した旨の通知を發する事にする。

第三 株式併合に關する強制手續

株式の併合により資本減少を爲す際に、併合に適しない端株を生じた場合若しくは提供なき株式に關しては、強制的に其權利を消滅せしめるのでなければ、到底株式の併合が實行出來ないのみならず、延いては資本減少が出來ない事になるのであるから、之等の株式に關する強制處分方法を規定したのである。

一 株券提供及び失權通知の手續

會社が株式の併合を行はんとするには、先づ三ヶ月以上の一定の期間を定め其期間内に株券の提供を爲すべき旨及び右期間内に之が提供を爲さなかつたときは、株主の權利を失ふべき旨の催告を爲す事を要する。然しながら、會社が株券の提供を命ずる事は法律が會社に附與した權利であつて義務ではない。故に豫め此權利を定款に依つて除外する事は敢へて差支へないことと解せられてゐる。此場

合には新株券を發行し、舊株券を無効としてもよいわけである。

右の催告を爲すと同時に、會社は利害關係人をして、其通知事項を知らしめる爲之を公告する事を要する(三三〇ノ四)。

書式 株券提供催告書

拜啓今般當會社第七回定時株主總會ノ決議ニ依リ株式ヲ併合シ資本ノ四分ノ一ヲ減少スルコトト相成候ニ付テハ來ル拾月五日迄ニ御持株ヲ當會社ニ御提供相成度若シ期日迄ニ御提供無之トキハ株主ノ權利ヲ喪失可相成儀ト御承知相成度商法第二百二十條ノ二ノ規定ニ依リ此段御通知申上候 敬具
追而 左記商法ノ規定御參照ノ上株券ハ當會社左記支店經由御提供相成差支無之候尙株券御提供ノ際ハ乍御手数同封株券提供添表ニ夫々御記入御添付相願度爲念申添候

昭和貳年七月參日

帝國工業株式會社

取締役社長 野 山 一 太

株主 佐 藤 要 三 殿

記

一、商法第二百二十條ノ二 資本減少ノ爲メ株式ヲ併合スヘキ場合ニ於テハ會社ハ株主ニ對シ一定ノ期間内ニ株券ヲ會社ニ提供スヘキ旨及ヒ其期間内ニ之ヲ提供セサルキトハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知スルコトヲ得但其期間ハ三ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス

一、商法第二百二十條ノ三 會社カ前條ニ定メタル手續ヲ踐ミタルモ株主カ株券ヲ提供セサルトキハ其權利ヲ失フ株主カ株券ヲ提供シタル場合ニ於テ併合ニ適セサル株アルトキハ其株ニ付キ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ會社ハ新ニ發行シタル株式ヲ競賣シ且株數ニ應シテ其代金ヲ従前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス

一、當會社支店所在地

東京 大阪 神戸 長崎 仙臺 函館

株券提供添表

- 一、帝國工業株式會社株式
- 一、帝國工業株式會社新株式

甲	乙	丙	丁	舊株券番號	枚數	新株券番號	枚數

右提供候也

昭和貳年八月 日

住所 株主 氏
住所 提供者 氏

帝國工業株式會社御中

名 名

五厘となるのである。

上例に於て、失權株數が舊株が四千百九株、新株が四千八十六株あつたと假定し、四株を三株に併合するとすれば、舊株は併合株三千八十一株を得尙一株の殘株を生じ(併合出來ない株)新株は併合株、三千六十三株と二株の殘株を生ずる事になる。此場合之等殘株に對しては如何なる處置をとるべきであらうかとの疑ひが生ずるのであるが、株式併合による資本減少は株式が殘株なく併合せられる様な方法によらなければならぬ。一株でも併合に適しない様な株式併合に依る資本減少は其方法が違法である。斯る場合には株式の併合と、株金の減少とを併用する資本減少の方法をとる事にすればよろしいのである。以上の手續に依つて資本減少は完結するのであるが次に上例の資本金六千萬圓を四千五百萬圓に減少し、其方法として四株を併合して三株となし從來の新舊株各三十萬株を各二十二萬五千株となす場合の實際取扱ひを述べる事にする。

第四 提供株券整理新券交付競賣代金交付の實際事務

一 提供株券の受理と其整理

株主から株券の提供を受けた場合には、會社に於ては左記の「イロハ」別株券提供割當失權明細臺帳に氏名、所有株、提供株、割當株、端數株、失權株の欄に夫々記入をなすのである。同時に株券提

供株主に對しては株券預り證を發行する事にする。預り證の裏面は後日新株券交付の際の領收證に使用が出来る様に両面刷にするのである。次に一例を示せば。

(表面) 預り證

一、帝國工業株式會社株式 株

一、帝國工業株式會社新株式 株

右當會社資本減少ニ因ル株式併合ノ爲御提供相成正ニ預リ申候付テハ新規株式出來ノ上ハ本證引換ニ御交付可申上候

昭和貳年八月參拾日

帝國工業株式會社

株主 佐藤 要三殿

(裏面) 領收證(新規株券交付ニ對スル)

一、帝國工業株式會社株式 株

一、帝國工業株式會社新株式 株

右正ニ領收候也

昭和 年 月 日

株 主



帝國工業株式会社 御中

株券提供割當失權明細臺帳

備考
イノ部

預證 月日 番號	株主氏名	所有株		提供株		割當株		端數株		失 權		株	
		舊	新	舊	新	舊	新	舊	新	舊 株數	新 株數	舊 番 號	新 番 號
830 1	伊 藤 一 郎	0	20	0	20	0	15	0	0	0	0	0	0
9 1 2	伊 藤 次 郎	10	10	10	10	6	6	2	2	2	2	甲 1~2	イ 1~2
" 3	伊 東 治 郎	8	16	8	16	6	12	0	0	0	0		0
" 4	伊 東 信 雄	20	0	20	0	15	0	0	0	0	0		0
" 5	泉 一 郎	20	0	20	0	15	0	0	0	0	0		0
" 6	泉 信 次	0	20	0	20	0	15	0	0	0	0		0

" 7	井 上 直 吉	0	20	0	20	0	15	0	0	0	0		0
" 8	井 上 周 七	20	0	20	0	15	0	0	0	0	0		0
" 9	井 田 虎 雄	10	10	10	10	6	6	2	2	2	2	甲 3~4	イ 3~4
" 10	井 田 清 二	20	0	20	0	15	0	0	0	0	0		0
" 11	井 野 勇 一	4	13	4	13	1	9	0	1	1	1	甲 5	イ 5
" 12	井 手 清 子	13	3	13	3	9	0	1	3	1	3	甲 6	イ 6~8
" 13	伊 原 榮 一	0	28	0	28	0	21	0	0	0	0		0
" 14	猪 田 喜 七	0	16	0	16	0	12	0	0	0	0		0
" 15	原 野 飯 八	15	15	15	15	9	9	3	3	3	3	甲 7~9	イ 9~11
	計	140	171	140	171	97	120	8	11	9	11		

右の如く提供株券を「イロハ」別に整理し、最後に全體の整理をなすのである。即ち左の通りである。

書式

株券提供割當失権明細臺帳

イロハ別	株 數		提供株		割當株		端 數		失 權	
	舊	新	舊	新	舊	新	舊	新	舊	新
ウ	22902	24320	22881	24302	16989	18051	229	234	257	252
ノ	9213	9790	9113	9740	6711	7197	165	144	265	194
ハ	15636	19865	15579	19850	11652	1386	156	112	213	127
ニ	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
ハ	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
計	300000	300000	299366	299146	221919	221937	3474	3230	4108	4084
									提供ナキ株 (634)	同 (854)

右表の中端株と提供ない株が競賣に附せられるのであるが、舊株端株三四七四株提供なき株六三四株、合計四一〇八株、新株端株三二三〇株、提供なき株八五四株、合計四〇八四株となるのである。

二 新株券の交付事務

提供株券の整理が付いたならば、前掲株券提供割當失権明細臺帳の割當株數に基いて、各株主に交付すべき株券の種類と枚數を決定し、印刷注文をなすのである。印刷が出来たならば、番號、株主氏名等の記入をなし、然る後株券發行臺帳と割印をして新株券の調製を終るのである尙株券の調製に付ては第二章募集設立の説明に於て詳細に述べて置いたから右を参照せられたい。

株券が出来上つたならば左の通知書を發送する事にする。

書式 株券交付通知書

拜啓當會社減資ニ因ル株券△月△日ヨリ當會社ニ於テ株券預證ト引換ニ御交付可申上候間左記ニ依リ御受領被下度此段御通知申上候

昭和 年 月 日

帝國工業株式会社

殿

一、株券預證ニ裏書シ御記名調印（豫テ御差出ノ印鑑ト同一ノ印章御押捺ノコト）ノ上御差出被下度候

前記裏書株數ハ新ニ受領セラルヘキ減資割當ノ券數ニ有之表面記載ノ株數ニ對シ四ニ對スル三ノ割合トナルモノニ付御承知置被下度爲念計算參考例同封致置候

一、郵便ニ依リ引換方御請求ノ場合ニハ右ニ倣ヒ調印済ノ株券預證ヲ書留郵便ヲ以テ御送付被下度候

次に株券交付表を参考に示すと

書式

株券交付表

氏名	株式數		割當株券數				交付月日		
	舊	新	舊	丙	新	は			
伊藤一郎	50	50	甲	乙	丙	い	ろ	は	
伊藤二郎	55	55		1 no 1	5 no 6-10		1 no 1	5 no 6-10	2.10.16
伊藤三郎	12	12	2 no 1-2		1 no 1	2 no 1-2		1 no 11	2.10.29

右表中甲は壹株券、乙は五株券、丙は拾株券、い新壹株券ろ五株券は拾株券と假定しロ一は株券番號を表はすのである。

右の表に代へ第二章募集設立の際の株券發行の説明中株券交付カードを用ひてもよい。其他如何なる形式でもよろしいのであるから使用上最も便利なるものを工夫すべきである。

三 競賣代金の交付事務

會社は失權株に相當する株式を新に發行し、其株式を競賣に附し、買得金を失權株數に應じて失權株主に交附する事は既に述べたところである。之が交付に當つては、豫め交付表を準備する事が便宜である、尙之に關する通知書並に領收證、交付表の一例を示すと

書式 競賣代金受取通知書

拜啓當會社減資ニ際シ失權シタル株式ニ對シテハ新ニ株式ヲ發行致シ競賣ニ付シタル處其買得金左記ノ通り御交付申上候間封中領收證用紙ニヨリ御受領被下度御通知申上候 敬具

昭和貳年 月 日

帝國工業株式會社

元株主

殿

記

- 一、壹株ニ付(舊株) 金五十八圓五拾錢
- 一、同 (新株) 金參拾九圓七拾貳錢五厘 以上

競賣代金領收證

一金						
内						
金	元舊株				株分	
金	元新株				株分	
但壹株ニ付金五拾八圓五拾錢						
但壹株ニ付金參拾九圓七拾貳錢五厘						
右競賣代金正ニ領收候也						
昭和貳年 月 日						
住所						
元株主						
帝國工業株式会社 御中						

次に競賣代金交付表を示すと書式

競賣代金交付表

氏名	株式數		競賣代金		合計金額	支拂年月日
	元舊	元新	舊金額	新金額		
伊藤四郎	2	2	117,000	79,450	196,450	2. 8. 1

第四節 資本減少の登記

資本減少があつた場合は、其手續の完了した時から、二週間内に總取締役、總監査役は資本減少の登記を爲す事を要する。手續の完了した時は減資方法の如何に依つて、異なるものであるが之に關しては後述資本減少の效力發生時期の説明を参照せられたい。

左に登記申請の一例を掲げると、

書式 株式會社資本減少ニ付登記申請

一、商 號 帝國工業株式會社

一、本 店 東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

一、登記ノ目的 資本減少ノ登記

一、登記ノ事由 株主總會ニ於テ資本總額ノ内壹千五百萬圓ヲ減少スルコトヲ決議シ壹株壹百圓株

四株ヲ併合シ壹株壹百圓株三株ト爲シ昭和貳年八月壹日資本ノ總額ヲ左ノ如ク變更

シタルニ付其登記ヲ求ム

資本ノ總額 金四千五百萬圓

一、登録税 金七圓

一、添付書類 株主總會決議錄

債權者ニ對スル公告催告ヲナシタル事を證スル書面

催告ヲ受ケタル債權者カ異議ナク承認シタルコトヲ證スル書面(又ハ異

議ヲ述ヘタル債權者ニ對シ辨濟又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面)

委任狀 何通 壹通

右登記相成度申請候也

昭和貳年八月五日

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

申請人 帝國工業株式會社

東京市小石川區表町五番地

取締役 野 山 一 太

東京市小石川區久堅町五十一番地

取締役 木 村 乙 吉

東京市本郷區蓬萊町五番地

取締役 石 川 友 一

東京市麴町區五六番町一番地

監査役 矢 野 太 郎

東京市小石川區武島町五番地

監査役 加 藤 武 雄

東京市小石川區久堅町壹番地

右代理人 中 村 又 吉 ㊦

東京區裁判所 御中

書式 株主總會決議錄

昭和貳年五月一日午後一時帝國工業株式會社第七回定時株主總會ヲ東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地工業俱樂部ニ開ク取締役社長野山一太議長席ニ着キ、監査役矢野太郎、加藤武雄列席ス。出席株主ハ三千二百三十五名（代理人共）ニシテ此議決權利數四十四萬五千八百五十一個ナリ。取締役社長野山一太昭和貳年上半期ニ於ケル工業界ノ狀勢及營業ノ景況ヲ報告シ、引續キ整理案作成ノ經過並

其内容ヲ説明シ、議事ニ入り監査役矢野太郎監査ノ結果ヲ報告シ順次左ノ議案ヲ附議ス。

一、昭和貳年上半期財産目錄貸借對照表、營業報告書、及損益計算書承認ノ件

損益計算左ノ如シ

一金四千參百貳萬九千五百參拾四圓貳拾貳錢 當 期 純 益 金

一金六千九百五拾貳萬貳千七百參拾壹圓參拾貳錢 當 期 純 損 金

一金四拾七萬八千六百六拾壹圓九錢 前 期 繰 越 金

差 引

金貳千六百壹萬四千五百參拾六圓壹錢 當 期 純 損 金

右後期繰越ス

一 積立金中ヨリ損失ノ一部ヲ填補スル件

前項繰越缺損金ノ内金壹千貳百參拾四萬圓ハ左ノ通り積立金ヲ以テ填補スルコト

缺損填補準備金 壹千五拾七萬圓

特別積立金 百七拾七萬圓

一、資本減少ノ上損失ノ一部ヲ填補スル件

資本金ノ六千萬圓ノ内其四分ノ一ヲ減シ既拂込額壹千參百拾貳萬五千圓ヲ切棄テ之ヲ損失補填ニ充當スルコト

右減資ノ方法ハ舊株新株別々ニ各四株ヲ併合シテ三株トシ併合後ノ株式ニ對スル拂込額ハ併合前ノ拂込額即チ舊株ノ拂込額百圓、新株ノ拂込額七拾五圓トスル方法ニ依ルコト

其他ノ處置ニ付テハ商法ノ規定ニ從ヒ、商法ニ規定ナキ事項ニ付テハ取締役ニ一任スルコト

一、定款變更ノ件

左ノ通り定款ヲ變更スルコト

(一) 定款第十條ヲ左ノ如ク改ム

當會社ノ資本金ハ四千五百萬圓トシ之ヲ四拾五萬株ニ分チ各株式ノ金額ヲ百圓トス

以上議案何レモ滿場一致ヲ以テ可決ス午後二時三十分閉會

右ノ通り相違無之ニ付茲ニ署名捺印スルモノナリ

帝國工業株式會社

取締役社長 野 山 一 太 ④

監査役 矢 野 太 郎 ④

監査役 加 藤 武 雄 ④

登記申請書に添付すべき、書類中債權者に對し資本減少に關する催告及び公告を爲したるも、異議の申出なき事を證する書面並に異議申出者に對し供託を爲したる事を證する書面の一例を示すと

書式 上 申 書

當會社ハ資本金六千萬圓ヲ四千五百萬圓ニ資本減少ヲナシタルニ付、一般債權者ニ對シテハ昭和貳年五月貳日中外商業新報ニ於テ公告ヲナシ、知レタル債權者ニ對シテハ各別ニ催告ヲナシタルモ異議ヲ申出タル者無之ニ付此段上申候也

昭和貳年八月五日

東京市麴町區永樂町壹丁目壹番地

帝國工業株式會社

取締役社長 野 山 一 太 ④



東京區裁判所 御中

書式 上 申 書

當會社資本減少ニ付各債權者ニ發送シタル催告ニ對シ、東京市本郷區眞砂町十二番地大村勇次ヨリ

昭和貳年六月參拾日別紙寫ノ通り異議ノ申立ニ接シタルニ付、當會社ハ商法第二百二十條、第七十九條第二項ニヨリ昭和貳年七月五日

一、壹萬五千圓也（器具賣掛代金）ニ對シ、甲號五分利公債證書額面貳千參百圓也、五枚ヲ東京供託局ニ供託シ昭和貳年七月六日付ヲ以テ其旨本人ニ通知シタリ

右ノ外異議ノ申立ヲ爲シタルモノナシ

昭和貳年八月五日

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

帝國工業株式會社

取締役社長 野 山 一 太 印

東京區裁判所 御中

第五節 資本減少の效力發生時期

資本減少の效力は資本減少手續の完了した時に發生するものであると謂ふ點に付ては異論ある事を聞かない。然しながら、手續の完了の時とは如何なる時を指すのであるかに付ては、減資方法の異

なるに従ひ各異なるものである。

第一 株金額を減少する場合

株金額の減少の場合に於ては各株主に對し、株金額の減少をなす旨の通知をなす外に、債權者に對する催告、並に公告を要するのであるから、右の催告、公告期間の満了を以て手續が完了した時と見なされ、従つて資本減少の效力發生も該時期であるが如く、考へられるのであるが、然しながら之等債權者に對する手續を全然欠缺し又は異議申立者に對し、辨濟、若くは擔保を提供せなければ、資本減少が對抗出來ない旨の規定の趣旨から推論すれば、資本減少の效力は其以前に既に發生したものと謂はなければならぬ、果して然らば減本減少の效力は、會社が株主に對し株金額の減少を爲すべき旨の意思表示をなした時に發生すべきものであると解すべきである。然しながら非訟事件手續法第百九十條同第八十二條第二項の規定に依れば資本減少の登記申請には、商法第七十八條第二項による債權者に對する催告及び公告をなしたる旨、若し異議を述べたる債權者に對しては、辨濟をなし又は相當の擔保を供した事を證する書類の添付を要する事を規定してゐるのであるから、實際取扱ひとしては、會社債權者に對する、上述の手續を踐まなければ登記をなす事が出來ない事となるのである。従つて理論上資本減少の效力が發生するとするも結局第三者に對抗出來ない關係上、事實に於て

資本減少のないのと同じ結果に歸するのであると解する説に賛成したい。

第二 株式併合をなす場合

株式併合の方法に依る資本減少の場合には、端株並に失権株に對する株式が競賣に附せられ、其手續が完了した時に、資本減少の手續完了し、従つて其時を以て效力發生するものであるとなす説に左袒したい。

第三 株式の消却をなす場合

株式の消却を以て資本減少をなす場合には、減少すべき株金額に對する株式が全部消却せられた時を以て資本減少の手續が完了したものと觀るべく、従つて其時を以て資本減少の效力を生ずるものと解する説を正當と信ずる。

第十章 株式會社の解散

第一節 解散の意義及び性質

第一 解散の意義

解散は會社法人格の消滅を來す原因である。而して會社の人格消滅の事由は解散に限られてゐるので、其他の原因によつて消滅を來す事はない。然しながら會社の解散により直ちに人格の消滅を來すものではない。解散があつても、其後會社の後始末をなす必要があるので、其後始末をなすまで即ち清算の終了迄、尙會社は命脈を保つてゐるのであつて清算の終了と謂ふ事に依つて、全く其人格を失ふ事になるのである。解散後清算中の會社は解散前の會社と異り自己の目的としてゐる事業を営むことが出來ぬ。

例へば肥料の製造販賣を目的としてゐる會社は、解散後は肥料の製造をなす事も、又新に得意先と品物の取引をする事も出來ない。唯單に是迄の取引先に對する賣掛代金の取立てをしたり、原料代の支拂をしたりする様な整理に關する事務を取扱ひ得るに過ぎないのである。所謂整理をするといふ範

圍内に於て尙其餘命を保つてゐるのである。

第二 解散の性質

上述の如く會社は解散後清算の終了する迄尙存続するのであるが、其存続會社と解散前の會社とは別個の性質の會社であらうか、或は又同一性質の會社であるかに付ては頗る疑問のある所であつて、學者間にも議論の存する所である。或論者は會社は解散によつて、全く消滅してしまふものであると謂ひ或は解散によつて人格は當然消滅するのであるが、法律の擬制に因つて清算終了迄存続してゐるのだと論じ、或は又一種獨立の性質を有する會社が成立するもので、解散前の會社とは全然異なるものであるとの説をなす論者もゐる。然しながら會社は解散後と雖も單に其目的としてゐる事業をなす事が出来ないと謂ふ状態、即ち營業能力を失ひ積極的活動が出来ないと謂ふ程度に於て尙存続してゐるものであつて、其性質に於ては解散の前後によつて何等異なるものではない。

第二節 解散の事由

會社の解散事由は左の通りである(三三)

第一 存立時期の満了其他定款に定めたる事由の發生

會社の定款中には「當會社の存立期間は會社の成立の日より五十ヶ年とす」とか或は「當會社の存立期間は設立登記の日より三十ヶ年とす」と謂ふ様の規定がある。斯くの如く、其存立時期の定めある會社に於ては、期間の満了と同時に當然解散をなすのである。上例の如き存立時期の定めある場合には期間満了後、株主總會に於て繼續の決議をなすも何等效力が無い。蓋し合名會社の場合に於てはかゝる場合に尙會社の繼續を認める明文があるに拘らず、株式會社に於てはかゝる規定が排除せられてゐる事は之を許さざる法の趣旨であると解すべきである。故に若し營業の繼續を望むならば、存立期間の満了前に定款の変更をなさなければならぬ。

第二 會社の目的たる事業の成功又は其成功の不能

會社の目的としてゐる事業が豫想通り成功すれば會社は其目的を達したのであるから、最早存続する必要がない。例へば一定の砂利採收を目的として設立した會社が一定の營業目的たる砂利が採收し盡された場合には、其目的は充分に達せられたのであるから、會社は目的たる事業の成功によつて解散する事となるのである。或は會社の目的とする事業が成功不能の結果に陥つたときにも又解散することとなるのである。例へば酒の製造販賣を以て營業の目的としてゐる會社が法律によつて、其事業の私營を禁止された場合、或は無盡業を營む事を目的とする會社が主務大臣から營業免許を取消され

たる場合、或は會社の目的たる山林が天災によつて焼失した場合等其一例であつて而も、絶對的成功不能の例である。然しながら會社が事業不振のために、將來收支の見込なき場合に成功の不能と謂ひ得るかどうかは議論の存する所である。會社が其資本の大部分を損失し、而も欠缺填補の途なきために止むなく其事業を廢する様な場合であつても、かゝる相對的不能は右規定に包含すべきものでないと謂ふ説もあるが、客觀的に觀察し營利事業として到底經營の價値のない状態に立ち至つた場合、即ち收利の見込絶無の場合の如き相對不能の場合であつても又成功の不能と解するのが通説である。

判例 商法第二百二十一條ニ所謂會社ノ目的事業成功不能ノ意義(大審院大正十四年七月二十二日判決)

或時期ニ於テ會社ノ收入カ支出ニ及ハスト謂フ事實アリタレハトテ、會社ノ事業ニシテ將來收利ノ見込絶無ニアラサル以上ハ、商法第二百二十一條ニ於テ援用サレタル同法第七十四條第二號ニ所謂會社ノ目的タル事業ノ成功ノ不能ト目スヘキニ非サルモノトス、收利ノ見込絶無ニ非サルヤ否ヤハ客觀的ニ判斷スヘキ事項ナリトス。

第三 會社の合併

一つの會社が他の會社に合併せられた場合二以上の會社が合併して新なる會社が生じた場合には、會社の解散を伴ふものである。會社の合併に付ては後に詳述する事にする。

第四 會社の破産

株式會社の破産は會社の解散原因の一つである。會社が破産したときは、事業の繼續を許されない事は勿論、會社の一切の事務は破産管財人が取扱ふものである。破産管財人は普通の會社清算に於ける清算人と同様の事務を行ふのである。破産會社に於ては、管財人に於て一切の清算事務を遂行するのであるから、従前の會社機關たる取締役、監査役等の機關は當然消滅するのではなからうかとの疑ひが起るのであるが、然しながら破産管財人は破産者及び債権者の利益の爲めに其資格に於て職務を行ふものであつて、會社の代表者ではない。従つて取締役、監査役株主總會等の機關は尙存續し株主總會招集の必要ある場合には之が招集をもなし得るのである。

判例 破産會社ト其機關ノ存續(大審院大正十四年一月二十六日判決)

株式會社カ破産シタルトキ雖モ、取締役ハ破産管財人ノ權限ニ屬スル破産財産ノ管理、又ハ處分ヲナスコトヲ得サルニ止マリ會社ノ破産ノ一事ヲ以テ當然取締役ノ資格消滅スト斷スヘカラサルコトハ商法第二百二十六條第一項ノ趣旨ニ依ルモ明カナリトス

甲カ乙會社ノ取締役タル資格ニ於テ原告トナリ、乙會社ニ對シ會社カ株主ニ爲シタル失權通知ノ無効確認ヲ求メ乙會社ノ監査役丙カ右訴訟ニ付會社ヲ代表シツ、アリシニ、乙會社ハ破産ノ宣告ヲ受ケ

丁カ破産管財人トシテ其訴訟ヲ受繼キタリトスルモ、右ハ直接ニ破産管財人ノ權限ニ屬スル破産財團ノ管理又ハ處分ヲ目的トスルモノニ非サルヲ以テ右乙會社ノ破産ニ因リ甲ノ同會社ノ取締役タル資格消滅シ右訴訟提起ニ付其有セサルモノトナスヲ得サルモノトス

第五 裁判所の命令

會社が本店の所在地に於て登記後六ヶ月内若しくは裁判所の伸長期間内に開業を爲さない場合、又は會社が公の秩序善良の風俗に反する様な行爲をなした場合には、裁判所は解散を命ずる事が出来るのである。例へば樟腦の製造販賣を目的とする會社が阿片の製造販賣をなすが如き其一例である。

裁判所は檢事から、會社解散の請求を受けたときは利害關係人の陳述を聽き、檢事の意見を求めて後裁判をなすのである。會社が解散命令に對し不服の場合には、裁判の告知を受けた日から七日内に即時抗告をする事が出来る。

次に會社開業期間伸長申請の書式を掲げる。

書式 會社開業期間伸長ノ申請

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

申請人 日本製油株式會社

右法定代理人取締役 渡邊信次郎

申請ノ趣旨

申請人日本製油株式會社ノ開業期間ヲ二ヶ月間伸長相成度候

申請ノ原因タル事實

一、右申請人日本製油株式會社ハ昭和貳年壹月壹日設立シ同年一月五日其本店ノ所在地タル東京區裁判所ニ於テ其設立ノ登記ヲナシタルニヨリ、商法第四十七條ノ規定ニ基キ其後六ヶ月内ニ開業ヲナスヘキ處右會社ノ目的トスル事業ハ魚油ノ精製及ヒ販賣ニシテ最初第一回ノ拂込株金ヲ以テ開業ヲナスニ充分ナリト信シタル處計ラスモ、支那動亂勃發シ原料ノ輸入殆ト杜絶ニタルタメ、其價額約十倍ノ暴騰ヲ招致シ且ツ突然ノ諸物價ノ暴騰ハ機械、其他設備費ニ多大ノ影響ヲ及ホシ右ノ拂込金ヲ以テハ開業ヲ爲スコトヲ得ス

二、依ツテ直ニ第二回ノ拂込ヲナサシメントスルニ、定款ノ規定ニ依レハ株主總會ヲ招集シテ之ヲ決議セサル可カラサルニヨリ、目下其總會招集ノ準備中ナルモ相當ノ日子ヲ要スルヲ以テ到底右六ヶ月ノ期間タル同年六月末日ニ於テ開業ヲナスヲ得ス、然モ之レ全ク經濟界ノ劇變ニ基クモノニシテ全ク己ムコトヲ得サル正當ノ事由ト信シ候ニ付商法第四十七條ニ依リ右開業期間伸長ノ申

請ヲナス次第ニ有之候

添付書類

一、商業登記簿抄本

右申請候也

昭和貳年五月五日

右申請人

日本製油株式會社

法定代理人取締役 渡邊 信次 郎 印

東京地方裁判所 御中

第六 株主總會の決議

合名會社若くは合資會社の解散の場合には、總社員の同意を必要とするのであるが、株式會社に於ては、多數の總株主の同意を得る事は到底至難の事であるから、其最高の意思機關たる總會に於て他の重要事項の決議と同様、特別決議の方法によつて決することにしたのである。多數株主の意思が其存續を欲しない場合には、強いて之を存續せしめる必要がなく、多數株主の希望に副はしめる事は、

最も穩當の事である。斯の如く會社の解散は株主總會の特別決議によつてなすべきものであつて、若し之を通常決議の方法によつてなした場合には當然無効である事は勿論、其無効は決議無効の訴を俟つ迄もない事である。

判例 出席株主定足數ニ滿タサル總會ニ於ケル解散決議ノ效力(大審院大正十年七月二十七日判決)

株主總會カ株式會社解散ノ決議ヲナスニハ、商法第二百九條所定ノ如ク總株主ノ半數以上ニシテ、資本ノ半額以上ニ當ル株主出席スルコトヲ要スルコト同法第二百二十二條第二百二十一條第二號第二百九條ノ規定ニ徴シ明瞭ナリトス。

出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ決議シ得ル旨規定スルニ拘ラス、會社ノ解散其他二三ノ重要事項ニ限り特ニ第二百九條ニ於テ出席株主ノ定足數ヲ定メタル點ニ依リテ之ヲ觀レハ、此等事項ノ決議ヲ爲スニハ絕對ニ第二百九條ノ定足數ノ株主ノ出席ヲ必要トシ、普通決議ノ方法ニヨルコトヲ許ササルモノト解スヘキヲ以テ、會社解散ニ關スル規定ハ所謂強行規定ニシテ、右定數ノ株主出席シテ之ヲ爲スニ非サレハ、會社解散ノ株主總會ノ決議ハ成立セサルモノト認ムルヲ相當トス、從テ出席株主カ右定足數ニ滿タサルトキハ、假令其出席株主ノ過半數ヲ以テ會社解散ノ決議ヲナスモ、該決議ハ株主總會ノ決議トシテ成立セサルモノト謂ハサル可カラス、商法第六十三條ノ決議無効ノ訴ヲ俟テ

始メテ無効トナル決議ハ初メヨリ株主總會ノ決議トシテ無効ナルモノヲ包含セサルコトハ同條ノ解釋上疑ヲ容レサルヲ以テ叙上定足數ニ滿タサル出席株主ノ過半數ヲ以テ爲シタル會社解散ノ決議ノ如キハ同條ノ無効ノ訴ヲ俟テ始メテ無効トナルモノニアラサルモノトス。

第七 株主が七人未滿となつた場合

株式會社に於ては、其株主が七人以上でなければならぬ事は會社成立の要件であり且つ其存続要件である。従つて株主が七人未滿となつた場合に解散を來す事は説明を要する迄もないことである。會社が解散したときは、破産の場合を除く外、取締役は遲滯なく株主に對し次の手續をなさなければならぬ。

第三節 解散の公示

第一 株主への通知及び公告

會社が解散した場合には、解散登記をなすのであるか、株主に對しては之を以て充分でないので特に解散の通知をなさしめ且つ無記名式株券發行の場合には、公告をなすことにしたのである。破産の場合を除いたのは破産があつたときには、裁判所に於て之を公告し且株主並に會社の債權者に對す

る總ての手續は破産管財人に於てなすからである。

書式 株主ニ對スル解散通知書

拜啓時下益々御清榮賀シ奉リ候陳者昭和二年六月十日開催ノ當會社第三回臨時株主總會ノ決議ニヨリ當會社ハ解散ノ事ニ決定致シ清算人上野有三、川村克也兩人ニ於テ整理ノ任ニ當ラレ候間此段御通知申上候 敬具

日本製油株式會社

株主 佐藤 要 三 殿

書式 解散公告(無記名株券發行ノ場合ニ限ル)

日本製油株式會社解散公告

當會社ハ昭和二年六月十日ノ第三回臨時株主總會ノ決議ニ基キ解散ノ事ニ決定致シ上野有三、川村克也清算人ニ選任相成候間商法二百二十四條ニ依リ此段公告候也

昭和貳年六月拾壹日

日本製油株式會社

第二 解散登記

會社が解散したときは、合併及び破産の場合を除く外二週間内に總取締役、總監査役は之が登記の申請をなすことを要する。會社の解散が株主總會の決議又は合併に因る場合は株主總會の決議録を添付して申請する事を要し、解散が裁判所の命令に基く場合には登記所は裁判所の囑託に依つて其登記をなすのである。

書式 株式會社解散登記申請(株主總會ノ決議ニ因ル場合)

收入
印紙

株式會社解散登記申請

一、商 號 日本製油株式會社

一、本 店 東京市麴町區永樂町一丁目一番地

一、登記ノ目的 解散ノ登記

一、登記ノ事由 株主總會ノ決議ニ因リ昭和貳年六月拾日解散シタルニ付其登記ヲ求ム

一、登 錄 税 金七圓

一、添付書類 株主總會決議録

委 任 狀

一通
一通

右申請候也

昭和貳年六月拾貳日

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

申請人 日本製油株式會社

東京市麴町區隼町一番地

右取締役 渡 邊 信 次 郎

東京市小石川區竹早町五番地

同 宇 野 一 郎

東京市小石川區久堅町三十一番地

同 石 川 友 一

東京市小石川區武島町五番地

同監査役 菅 沼 武 一

東京市小石川區武島町十五番地

右代理人 辻 政 次 印

東京區裁判所 御中

第十章 株式會社の解散

第三節 解散の公示

(登録税本店ニ於テハ七圓支店ニ於テハ壹圓五拾錢)

書式 株式會社解散登記申請(合併ニ因ル場合)

印紙

株式會社解散登記申請

一、商 號 株式會社内山商會

一、本 店 東京市神田區淡路町一丁目一番地

一、登記ノ目的 解散ノ登記

一、登記ノ事由 東京市麴町區八重州町一丁目一番地株式會社丸屋商店ニ合併シ昭和貳年六月五日

解散シタルニ因リ其登記ヲ求ム

一、登録 税 金五圓

一、添付書類 株主總會決議錄

商法第七十八條第二項ニ依ル公告及催告ヲ爲シタルコトヲ證スル書面 五通

異議ヲ述ヘタル債權者ニ對シ辨濟ヲナシ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證

スル書面

委任 狀

一通 一通

右申請候也

昭和貳年六月六日

東京市神田區淡路町一丁目一番地

申請人 株式會社内山商會

東京市神田區淡路町一丁目一番地

取締役 内 山 太 郎

東京市神田區小川町五番地

同 木 村 藤 一 郎

東京市麴町區富士見町二丁目五十一番地

同 藤 川 武 雄

東京市麴町區飯田町三丁目三番地

監査役 坂 田 登 郎

東京市四谷區花園町二十番地

右代理人 竹 内 利 一 郎

東京區裁判所 御中

書式 株主總會決議錄（解散）

昭和貳年六月拾日午後二時東京市麴町區永樂町一丁目一番地工業俱樂部ニ於テ當會社臨時株主總會ヲ開會シ午後二時三十分閉會ス

出席株主（委任狀共）百七十六人此權利箇數一千五百二十四箇

但シ株主二百五人 總權利箇數二千箇

取締役渡邊信次郎議長席ニ着キ木村支配人ヲシテ右出席株主及ビ權利箇數ヲ報告セシメ開會ヲ宣ス

決議事項

一、會社解散ノ可否ノ件

右滿場一致ヲ以テ解散ヲ決議シ左記ノ通り株主中ヨリ清算人ヲ選任シ各自之ヲ承認ス

上	野	有	三
川	村	克	也

右ノ通りニ候也

昭和貳年六月拾日

日本製油株式會社

取締役	渡	邊	信	次	郎
監查役	菅	沼	武	一	郎
出席株主	木	村	吉	也	郎
同	伊	藤	周	八	郎

書式 株主總會決議錄（合併）

株式會社内山商會第三回臨時總株主總會

一、日時 昭和貳年六月五日午後二時開會同二時三十分閉會

二、場所 東京 市麴町區永樂町一丁目一番地工業俱樂部

出席株主（委任狀共）百七十六人 此權利箇數一千五百二十四箇

但シ株主二百五人 總權利箇數二千箇

取締役内山太郎議長席ニ着キ提出議案ヲ附議シタルニ

第一議案 株式會社丸屋商店ト合併契約承認ノ件ハ合併契約書ノ通り原案ヲ可決シ右合併ニ關スル

實施方法其他ニ付テハ一切ノ事項ヲ取締役ニ一任ノ件原案通り可決シタリ
右決議候也

昭和貳年六月 日

株式會社内山商會

議長取締役	内	上	太	郎	印
監查役	坂	田	登	郎	印
出席枕主	木	村	吉	也	印
	中	村	字	七	印

書式 上申書(商法第七十八條ニ基ク催告及ヒ公告ニ異議ノ申立ナキ旨)

當會社ハ株式會社丸屋商店ト合併スルニ付一般債權者ニ對シテハ中外商業新報ヲ以テ公告ヲナシ知
レタル債權者ニ對シテハ各別ニ催告ヲナシタルモ異議ヲ申出タル者無之ニ付此段上申候也

昭和貳年八月十日

東京市神田區淡路町一丁目一番地

株式會社内山商會

東京區裁判所 御中

取締役 内 山 太 郎 印

債權者に對する公告書、催告書の書式は第一章第二節の書式參照

第十一章 株式會社の合併

第一節 總 說

會社の合併は二以上の會社が合併して新なる會社を設立する場合と、一の會社が解散して他の會社と合併する場合とがある。之等の合併は種々の理由に依つて行はれるもので、例へば同一種類の營業を營む會社間に營業上の競争が激烈を極め、將來かゝる状態を持続したならば共倒の悲運を見なければならぬと謂ふときに、合併して競争を防止し、相互の利益を保護して行かうと謂ふ場合、若くは多數の小會社が各獨立してゐたのでは、何時迄も營業上發展の見込が覺束ない状態にあるとき寧ろ小會社を合併して大會社を設立し、營業上の發展を圖る事が得策である場合、或は又小資本を以てしては、到底大會社との競争が出来ないとき、或は營業の不振、缺損等の理由に基き他の大會社と合併して其力によつて、やつて行かうと謂ふ場合、若くは大會社が小會社を兼併し營業上の競争者を驅逐し、益々自己の堅實を圖らうと謂ふ政策上から、小會社が合併を餘儀なくせられる等種々雜多の理由に依つて行はれるのである。一の會社が解散し、他の會社に合併せられる場合は、之を存続合併又は

吸収合併と稱し、二以上の會社が各解散して新なる會社を設立する場合を新設合併又は新立合併と稱する。

會社の合併は同種營業の會社でなくてもよい、即ち異種營業の會社の合併も敢へて差支へない。或は同種會社間の合併、若くは異種會社間の合併も敢へて差支へないのである。例へば製菓會社間の合併は勿論、製菓を目的とする會社が解散して製茶を目的とする會社と合併してもよい。或は上例に於て二會社が合併して新に製菓製茶を目的とする會社を設立してもよい。

合併は存続合併たると、或は新設合併たるとの區別なく法文上合併せんとする各會社の株主總會に於て、合併決議をなし、それが可決せられた時に兩會社間に、合併上種々の取極をなす合併契約が取結ばれる事になつてゐるが、然し實際の取扱ひとしては、總會招集前に兩會社の代表者が度々會見を重ね、種々の下相談が行はれ、相互の意見が一致した時に合併に關する假契約書を作成し、其の交換が行はれ、合併の見込が充分にいつたときに、合併會社は別々に總會を開き、假契約を議案として附議せられるのが普通である。蓋し各會社の總會に於て、假令合併決議があつても、合併會社間に意思の疏通がなかつたならば、結局徒勞に歸する事があるので、豫め前記の手續を總會前に取運ぶ必要があるからである。